

# 安城市一般廃棄物処理基本計画

平成 20 年度～平成 29 年度（2008～2017）

後期計画（平成 25 年～平成 29 年度）

平成 25 年 3 月

安城市

# 目 次

<b>第1編 計画の基本的事項</b> .....	1
<b>第1章 基本計画の策定について</b> .....	1
1 計画改定の背景と位置付け.....	1
2 計画の目標年度.....	2
<b>第2章 上位計画等</b> .....	3
1 安城市総合計画.....	3
2 安城市環境基本計画.....	4
3 ごみ処理の広域化計画.....	5
4 廃棄物・リサイクル関連の動向.....	6
<b>第2編 一般廃棄物処理基本計画</b> .....	10
<b>第1章 基本方針</b> .....	10
1 基本理念.....	10
2 基本方針.....	11
<b>第2章 ごみ処理の現況と課題</b> .....	12
1 ごみ処理の経緯.....	12
2 ごみ処理・処分の流れ.....	15
3 ごみ発生量の実績及び組成.....	16
4 中間処理等の実績.....	20
5 最終処分量の実績.....	24
6 処理の状況.....	25
7 ごみ処理経費の実績.....	28
8 前期計画の検証と課題の整理.....	29
<b>第3章 ごみ減量の数値目標</b> .....	39
1 将来予測.....	39
2 ごみ減量の数値目標.....	41
<b>第4章 減量化・資源化計画（4Rの推進）</b> .....	44
1 リフューズ、リデュース、リユース.....	44
2 ごみ減量意識の高揚.....	45
3 リサイクル.....	47
4 中間処理による再生利用の促進.....	48
<b>第5章 適正処理計画</b> .....	49
1 収集運搬.....	49
2 中間処理.....	50
3 最終処分.....	50
4 その他の処理計画.....	51
<b>第6章 計画の着実な推進</b> .....	52

●用語の定義

用 語	定 義
人口	各年 10 月 1 日現在の人口※
年	記述のない限り、ごみ発生量等統計上の数値は、年度で集計しています。
廃棄物	占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となったもので、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。
ごみ	一般廃棄物のことを示します。ただし、参考にした資料で「一般廃棄物」と表記している場合には、引用内容は資料の表記に従います。
家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生するごみ。
事業系ごみ	事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外のごみ。
ごみ発生量	家庭・事業所から排出される不要物のうち、市が収集または処理するごみ量、及び集団回収量の合計。 (収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量)
ごみ排出量	ごみ発生量から、集団資源回収を除いた量。 (収集ごみ量+直接搬入ごみ量)
資源ごみ	資源として利用するために分別収集されるごみ。せん定枝、缶、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、小型家電、プラスチック製容器包装のほか、有害ごみの乾電池、蛍光灯のことで、集団資源回収分を除いたもの。
資源物	資源として収集された資源ごみ。
資源化量	資源ごみや不燃物等から、中間処理を経て最終的に資源として選別された量。
直接資源化	資源物のうち、市施設での処理を行わず、資源として業者等に引き渡すこと。
最終処分量	ごみが、中間処理を経て最終的に埋立て処分された量。
リサイクル率	ごみ発生量に占める資源化量と集団資源回収量の割合。 (資源化量+集団資源回収量) ÷ (ごみ発生量) × 100
最終処分率	ごみ排出量に占める最終処分量の割合。

※ 平成 24 年度に外国人登録は住民基本台帳に統合されました。記述のない限り、平成 23 年度までは住民基本台帳+外国人登録、平成 24 年度以降は住民基本台帳の人口とします。

この計画は、「安城市ごみ減量推進委員会」の意見を聞いて策定しました。

## 第1編 計画の基本的事項

### 第1章 基本計画の策定について

#### 1 計画改訂の背景と位置付け

##### (1) 計画改訂の背景

安城市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）（昭和45年法律第137号）」第6条第1項の規定に基づき、安城市（以下「本市」という。）内で発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立ち基本となる事項を定めるものです。

国は、循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法が整い、新たに小型家電リサイクル法の整備が進められています。

循環型社会形成推進基本法では、製品等が廃棄物等となることの抑制（発生の抑制）を図り、使用済みの製品等は、その循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の促進を図りながら、どうしても循環的な利用が行われないものについては適正な処分方法を確保することによって、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。このように環境対策の重要な要素としてごみ処理のとりえ方が今までのような「捨てる、燃やす、埋める」という概念から「循環」へと大きく転換しています。

本市では、平成20（2008）年3月に平成20（2008）年度から平成29（2017）年度の10年間を計画期間とするごみ処理に関する一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、現在5年が経過しています。プラスチック製容器包装（以下「プラ製容器包装」という。）の分別収集やリサイクルステーションの設置に加え、古紙・古着の分別収集など新たな減量化・資源化施策を推進した結果、平成23（2011）年度の1人1日当たりのごみ発生量は953gとなり、平成17（2005）年度に対して173gの減少となっています。

一方で、最終処分場の再生事業により処分場の延命化を図るとともに、金属や硬質プラスチック、小型家電類の資源化を進めるとともに、焼却灰を溶融スラグに転換し資源化することにより、最終処分量の抑制も図っています。

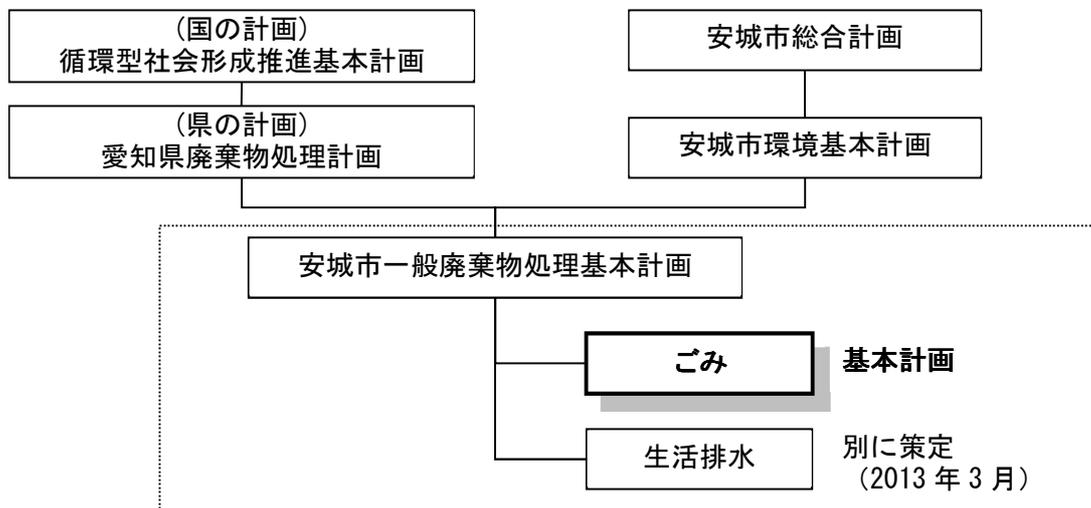
しかし、平成9（1997）年に稼働を始めた環境クリーンセンターの焼却炉及び、平成10（1998）年度に稼働を始めたリサイクルプラザはともに、老朽化が進んでおり、延命化を図るため計画的な整備を進めていく必要があります。

加えて、長期的には、焼却灰、不燃物とも埋立処分場の安定的な確保が課題として残っており、より一層のごみの減量化、資源化と効率的な処理を進めることが必要です。

計画改訂は、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・市が一体となったごみの更なる減量・資源化、適正処理・処分を推進することを目的に行うものです。

## (2) 計画の位置付け

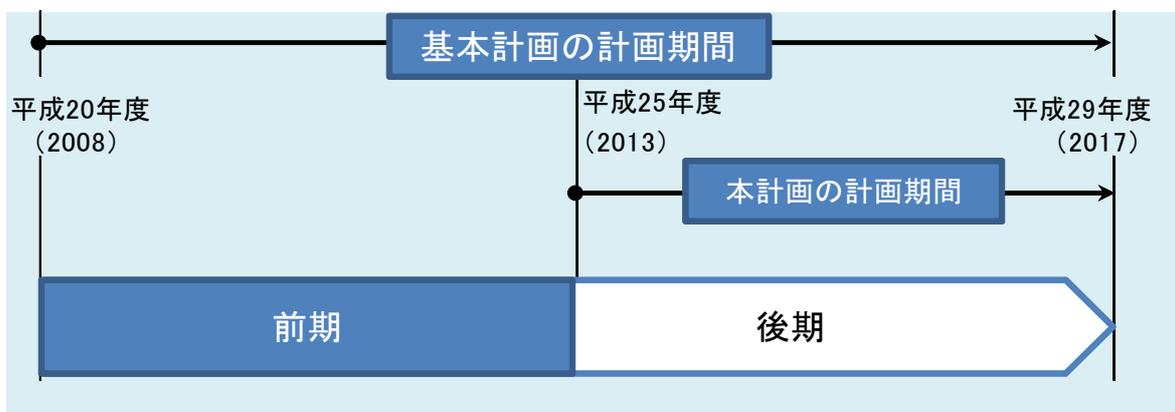
基本計画は、安城市総合計画、安城市環境基本計画その他の関連計画と整合を図っています。一般廃棄物処理基本計画には、ごみに関するものと生活排水に関するものがあり、基本計画ではごみに関する計画を定めています。



## 2 計画の目標年度

基本計画は、平成 20（2008）年度を初年度とし、平成 29（2017）年度を目標年度とします。

なお、基本計画は上位計画、関連計画等との整合を図りながら概ね 5 年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行うものとしており、前期 5 年の経過に伴い、平成 25 年度を初年度とする本計画（以下、「後期計画」という。）を、平成 24（2012）年度に見直すものとします。



## 第2章 上位計画等

### 1 安城市総合計画

表 1.2.1 安城市総合計画の概要

計画名称	第7次安城市総合計画		
計画期間	平成17(2005)年度～平成26(2014)年度		
目指す都市像	市民とともに育む環境首都・安城		
基本目標	1 生活環境	安全で循環型社会を築く環境づくり	
	2 保健福祉	健康で安心して暮らせる環境づくり	
	3 都市基盤	自然と共生した環境づくり	
	4 教育文化	個性と文化を育む環境づくり	
	5 産業振興	活力にみちた環境づくり	
	6 計画推進	市民が主役となる環境づくり	
ごみ処理に関する 施策・目標	○施策：ごみ		
	基本成果指標	平成15(2003)年	平成26(2014)年
	1人1日当たりごみ排出量	1,108 g/日	1,053 g/日
	燃やせるごみの中の資源物重量割合	16.3%	8%
	(1)減量化		
	基本成果指標	平成15(2003)年	平成26(2014)年
	市内のごみ減量推進店	100店	120店
	(2)資源化		
	基本成果指標	平成15(2003)年	平成26(2014)年
	リサイクルステーションの回収量	869 t	2,500 t
	(3)最終処分量の減量化		
	基本成果指標	平成15(2003)年	平成26(2014)年
	焼却灰の埋立率	100%	0%
	ごみの最終処分(埋立て)量	9,751 t	3,000 t
	(4)適正処理		
	基本成果指標	平成15(2003)年	平成26(2014)年
ごみ焼却施設の建設	調査	環境影響評価	

2 安城市環境基本計画

表 1.2.2 安城市環境基本計画の概要

計画名称	安城市環境基本計画（改定）		
計画期間	平成23(2011)年度～平成27(2015)年度		
めざす都市像	市民とともに育む環境都市・安城		
施策体系	1 都市基盤 ・交通	都市と自然	①豊かな緑の確保 ②健全な水環境の確保 ③多様な生態系の保全
		都市・交通システム	①自動車利用からの転換 ②環境負荷の少ない都市づくり
	2 農業・産業	農業	①農と環境との調和
		産業活動	①事業者の取組支援 ②公害の防止と廃棄物の減量
	3 ライフスタイル	くらしの省エネルギー	①家庭における省エネルギー行動の促進 ②移動における省エネルギー行動の促進 ③建築物の省エネルギー化の促進 ④新エネルギーの利用
		家庭のごみ	※下記
		健全な生活環境	①良好な生活環境の形成 ②生活型公害の防止
		環境意識と協働	①環境学習の推進 ②環境行動力の向上
	4 地球環境	くらしの低炭素化 産業活動の低炭素化 交通・物流の低炭素化 ごみ処理の低炭素化	
	ごみ処理に関する 環境指標・施策	(1) ライフスタイルの環境指標	
指標名		現状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※		508 g	428 g
	※燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの合計		
	(2) ごみ減量の推進 ①ごみ減量意識の向上 ②ごみ減量行動の促進 ③経済的手法の検討 ④再利用・再生利用の促進		
	(3) 適正な廃棄物処理 ①適正な分別の推進 ②適正で効率的なごみ処理の推進 ③不法投棄の対策 ④資源ごみの持ち去り防止		

### 3 ごみ処理の広域化計画

本市は碧南市、刈谷市、知立市及び高浜市と衣浦東部ブロックを形成しています。衣浦東部ブロック5市のごみ処理の広域化体制を構築するための方針は、平成21（2009）年3月に改訂した「衣浦東部ごみ処理広域化計画」において定められています。

衣浦東部ごみ処理広域化計画は、平成25（2013）年度に見直される予定です。

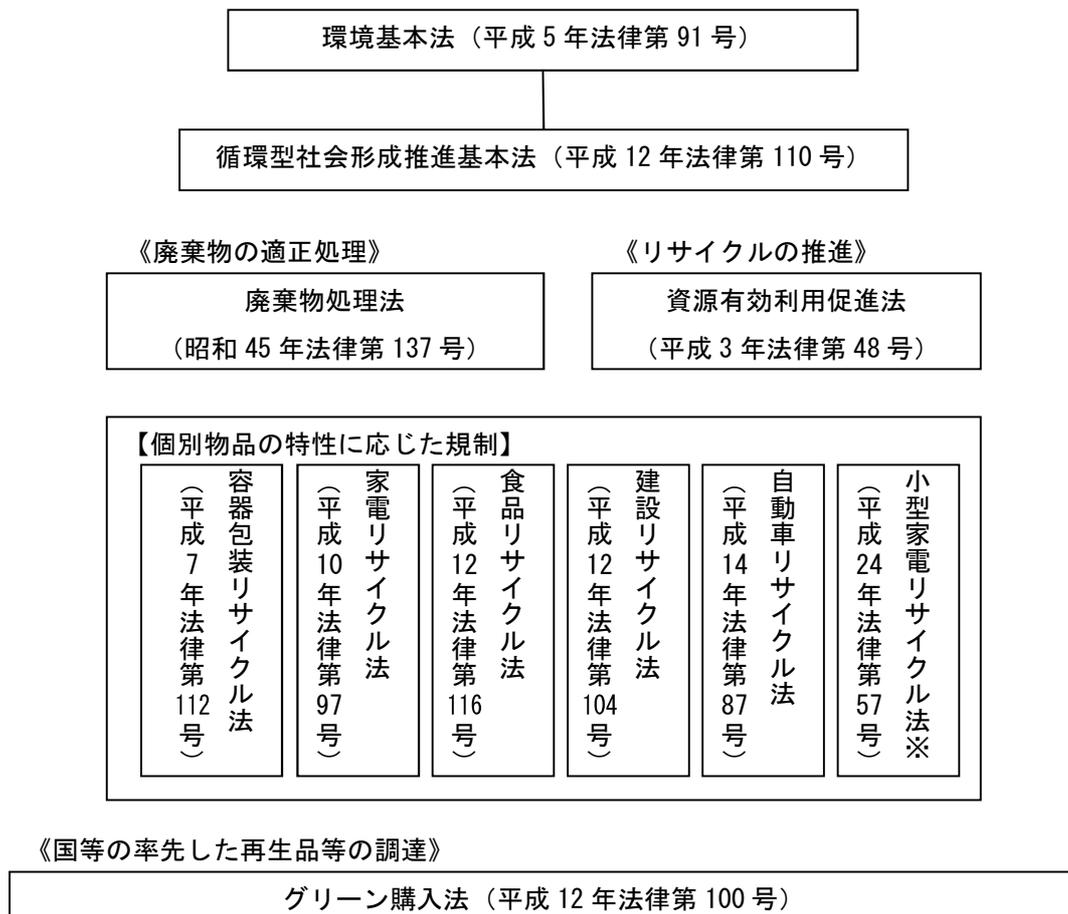
表 1.2.3 衣浦東部ごみ処理広域化計画の概要

計画期間	平成 21 (2009) 年度～平成 40 (2028) 年度
広域化の基本方針	(1) ごみの排出抑制・減量化の徹底、リサイクルの推進 (2) 廃棄物処理施設の広域整備 (3) 効率的な収集・処理の確立 (4) 環境保全型施設の整備 (5) 自区内処理の確保 (6) 過渡期の対応
ごみ排出抑制・リサイクルの方針	循環型社会形成推進基本法に掲げられる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の基本方針に基づき、市民・事業者との理解と協力の下、各市が連携して進める。
広域化の進め方	現有施設の共用年数の違いを踏まえ、焼却施設等を段階的に統合していくこととし、将来的には「中間処理」、「最終処分」、「し尿処理」、「リサイクル」の各市の役割分担に基づく適正な配置を目指す。
ごみ焼却処理施設 計画実施スケジュール	刈谷知立環境組合クリーンセンター ・平成21年度 供用開始  <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">             衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦 安城市環境クリーンセンター           </div> <div style="margin: 0 10px;"> </div> <div style="text-align: right;">             新統合施設           </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24～25年度 検討開始</li> <li>・平成26～32年度 施設計画策定 地元調整 建設</li> <li>・平成33年度 供用開始</li> </ul>

#### 4 廃棄物・リサイクル関連の動向

##### (1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

平成 12（2000）年に循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、各物品の特性に応じた規制、再生品利用の促進等、資源循環に関する個別の法律が整備されています。



資料：平成 19 年度環境・循環型社会白書を基に作成。

※ 小型家電リサイクル法は平成 25 年 4 月施行予定。

図 1.2.1 リサイクル関係法令の体系

(2) 国の廃棄物処理の目標

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物処理法の基本方針」の中で一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標を定めているほか、循環型社会形成推進基本法第15条第1項に基づいて定めた「循環型社会形成推進基本計画」の中で減量化の目標となるべき数値を示しています。

ア 廃棄物処理法の基本方針

平成11(1999)年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、平成17(2005)年5月に「環境大臣が定める基本方針」(環境省告示第43号)が閣議決定されました。この中では、平成22(2010)年度を目標年度として、平成9(1997)年度に対してごみの排出量を5%削減し、再生利用率を約11%から約24%に増加させ、最終処分量を概ね半分に削減することが定められていましたが、平成22年12月に表1.2.4に示す通り見直されています。

表 1.2.4 廃棄物の減量化の目標量

項目	目標
総ごみ発生量	平成27年度において平成19年度比 約5%削減
再生利用率	平成27年度において総ごみ発生量の 25%に増加
最終処分量	平成27年度において平成19年度の 約22%削減

<安城市に当てはめると>

項目	平成19年度実績 (2007)	平成27年度目標 (2015)	平成23年度実績 (2011)
総ごみ発生量	69,162 t (100%)	65,704 t (95%)	63,389 t (92%)
再生利用率 (総資源化量)	(18,445 t) 27%	(16,426 t) 25%	(16,168 t) 26%
最終処分量	4,668 t (100%)	3,641 (78%)	5,546 t (119%)
(参考)最終処分内訳 焼却灰	3,463 t (100%)		4,868 t (141%)
その他	1,205 t (100%)	—	678 t (56%)
(参考)焼却灰熔融 スラグ等(再資源化 量)	4,030 t		1,008 t

イ 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15（2003）年 3 月に第 1 次循環型社会形成推進基本計画が策定され、同計画に基づく取組みがすすめられてきました。5 年間の実施状況を踏まえ、平成 20（2008）年 3 月に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

表 1.2.5 第 2 次循環型社会形成推進基本計画の概要

計画期間	平成 20（2008）年度～平成 27（2015）年度			
数 値 目 標	ごみ処理に 関する目標	一般廃棄物の減量化		
		項 目	指 標	目 標
		発生抑制	1人1日当たりのごみ総排出量 (家庭系、事業系、資源物の全体)	平成27年度において 平成12年度の10%削減
		家庭系 ごみの 減量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (家庭から出る、可燃、不燃、粗大ごみ)	平成27年度において 平成12年度の20%削減
		事業系 ごみの 減量	事業系ごみ排出量 (事業系一般廃棄物)	平成27年度において 平成12年度の20%削減

<安城市に当てはめると>

項 目	指 標	平成 12 年度実績 (2000)	平成 27 年度目標 (2015)	平成 23 年度 実績 (2011)
発生抑制	1 人 1 日当たりのごみ 排出量※1	1,229 g (100%)	1,106 g (90%)	953 g (78%)
家庭系ごみ の減量	1 人 1 日当たりに家庭 から排出するごみの量 ※2	668 g (100%)	534 g (約 80%)	496 g (74%)
事業系ごみ の減量	事業系ごみ排出量 (事業系一般廃棄物)	25,044 t (100%)	20,035 t (約 80%)	16,417 t (66%)

※1 家庭系、事業系、資源物（集団回収を含む）の合計

※2 資源回収されるものを除く。粗大ごみを減量対象に含む。

(3) 愛知県の廃棄物処理の目標

愛知県は、「愛知県廃棄物処理計画」を平成 24（2012）年 3 月に策定し、次のような目標が定められています。

表 1.2.6 愛知県廃棄物処理計画の概要

計画期間	平成 24（2012）年度～28（2016）年度			
廃棄物処理の 目標	指 標		平成 20 年度 実績 (2008)	平成 28 年度 目標 (2016)
	排出量	一般廃棄物	280 万 1 千 t	254 万 1 千 t（9%減）
		産業廃棄物	1,641 万 8 千 t	1,545 万 3 千 t（6%減）
	処理しなければならないごみ 1 人 1 日当たりの量※		822 g	720 g（12%減）
	再生利 用率	一般廃棄物	22.8%	25.9%（3.1 ポイント増）
		産業廃棄物	63.1%	67.6%（4.5 ポイント増）
	最終処 分量	一般廃棄物	29 万 8 千 t	23 万 t（23%減）
		産業廃棄物	116 万 2 千 t	95 万 4 千 t（18%減）
※（ ）は平成 20 年度からの増減割合等を示す。				

## 第2編 一般廃棄物処理基本計画

### 第1章 基本方針

#### 1 基本理念

本市の総合計画及び環境基本計画がめざす都市像である、「市民とともに育む環境首都・安城」を実現し、かけがえのない豊かな環境を子孫に引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会のあり方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換を図ることが必要です。

循環型社会の構築では、大量廃棄が大量リサイクルに変わるだけとにならないよう、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを、この優先順位で推進することが必要です。

そのためには、市民、事業者の1人1人が自らのライフスタイルを見直し、ごみを減らし、ごみを出さないようにすることが必要です。一方、市はその推進のための施策を実施することが重要です。

4Rを推進しても、再使用、再生利用できないごみは排出されます。これらのごみのなかにはエネルギー回収できるごみも多く含まれているため、できる限りエネルギー回収を進め、それでもなお発生する残さは、エネルギー回収が不可能なごみとともに安全かつ適正に処分する必要があります。また、適正処分にあたっては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図るとともに、ごみ処理経費の削減に努めることも重要です。

市民・事業者・市が一体となり、4R推進によるごみ減量を進めながら、排出されたごみを効率的に適正な処理を行うことは、安城市総合計画がめざす都市像、「市民とともに育む環境首都・安城」を具現化することになります。

以上のことから、本計画の基本理念として『4R推進によるごみ減量で環境首都・安城の実現』を掲げます。

#### ● 基本理念 ●

『4R 推進によるごみ減量で環境首都・安城の実現』

## 2 基本方針

**基本方針 1** ごみを作り出さない工夫や啓発を積極的に行います。

(リフューズ、リデュース、リユース)

ごみの減量における優先順位が高い、リフューズ、リデュース、リユースに重きを置いた施策を展開します。特に市民や事業者の自主的な取り組みを促すため、情報提供、情報共有を積極的に行います。

**基本方針 2** 資源を徹底的に有効利用し、限りある天然資源の消費を抑制します。

(リサイクル)

排出されたごみを資源ととらえ、可能なものはできる限りリサイクルする仕組みの構築を図ることによって限りある天然資源の消費を抑制します。また、リサイクルに必要なコストに配慮することにより、より多くの市民や事業者が利用しやすいごみの循環的利用を図ります。

**基本方針 3** 安全で安心できるごみ処理システムを構築します。

(適正処理)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各処理過程において、安全かつ適正に処理ができるよう仕組みの拡充を図ります。また、環境負荷の低減を図るとともに、ごみ処理コストの削減に努めます。

## 第2章 ごみ処理の現況と課題

### 1 ごみ処理の経緯

現焼却処理施設の建設が始まった平成6（1994）年度以降の経緯は以下の通りです。

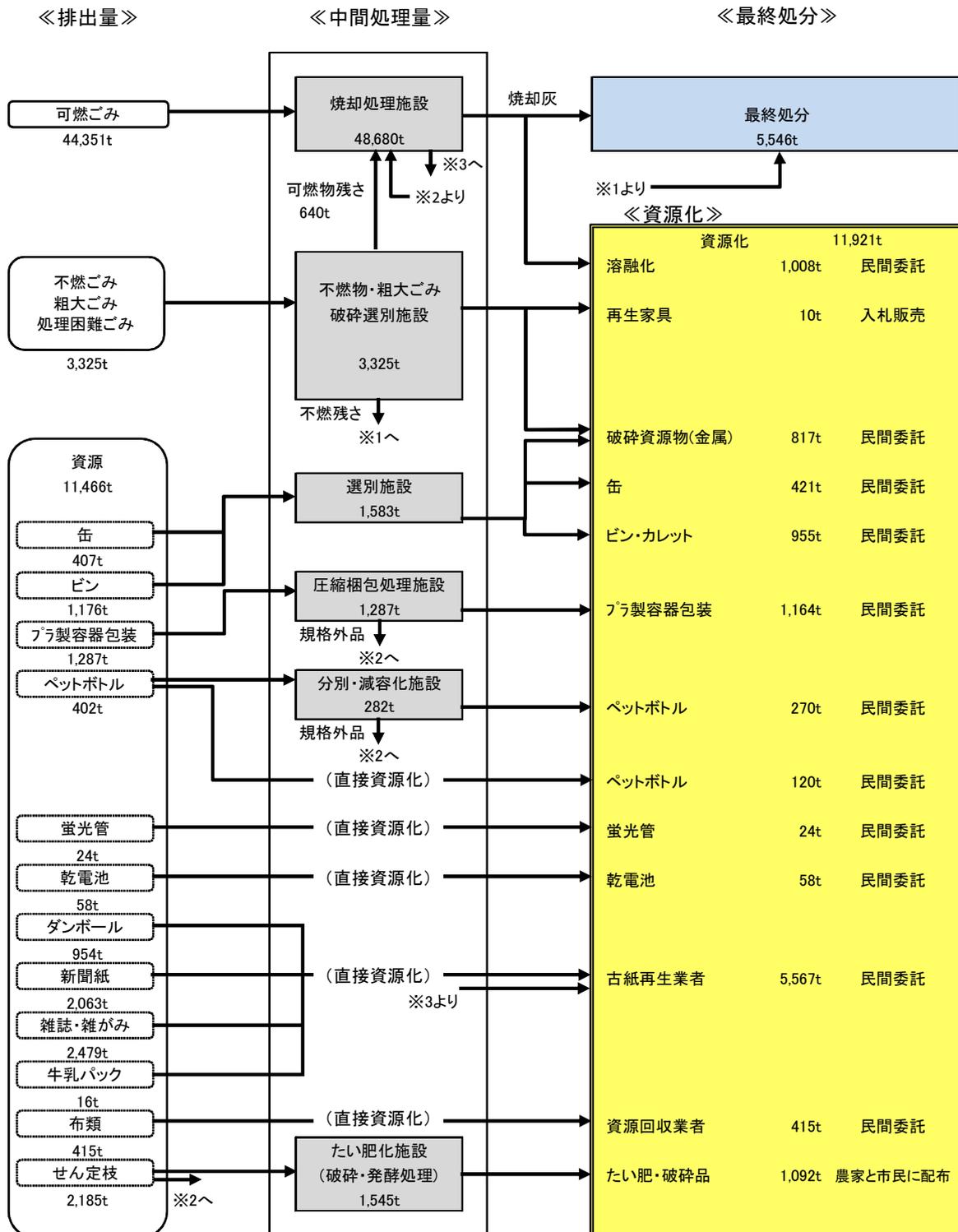
年度	体制・施設整備	減量化・発生抑制等
平成6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却処理施設の老朽化に伴い、新焼却処理施設の建設を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安城市資源ごみ回収事業推進報償金を1kg当たり5円に増額。</li> <li>ガラス・カレットの処分が有償となる(4円/kg)。</li> <li>粗大ごみの戸別収集を1個800円にて開始。(9月)</li> <li>安城市ごみ減量化検討委員会から「ごみ減量化、再資源化について」の提言を受ける。</li> </ul>
平成7 (1995)		<ul style="list-style-type: none"> <li>EMボカシの無料配布事業を開始。(5月)</li> <li>生ごみ処理機購入補助事業を開始。(5月)</li> </ul>
平成8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザの建設を開始。</li> <li>環境クリーンセンターが完成。(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみの収集業務が全面委託。</li> <li>安城市廃棄物対策推進委員会設置。</li> </ul>
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税税率の引き上げ及び地方消費税の創設に伴う一般廃棄物処理手数料の一部を変更。(7月)</li> <li>ペットボトルを市内14店舗で回収開始。(7月)</li> </ul>
平成10 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザが完成。(7月)</li> <li>不燃物減容化施設を改築し、資源化センターが完成。(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトルを幼稚園、保育園、小・中学校で回収開始。(7月)</li> <li>粗大ごみの委託収集業務を不燃ごみに変更。</li> <li>可燃ごみの指定袋制を導入。(10月)</li> <li>一部地域にて、スプレー缶・使い捨てライターの分別回収と不燃ごみの推奨袋導入の試行を開始。(3月)</li> </ul>
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> <li>せん定枝リサイクルプラントが完成。(3月)</li> </ul>	
平成13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> <li>家電リサイクル法完全施行により家電4品目の家電小売店回収が開始。(4月)</li> <li>家庭系廃棄物処理手数料を10kg当たり50円に、事業系廃棄物処理手数料を100kg当たり840円に変更。(4月)</li> <li>家電リサイクル協力店認定要綱の制定。(5月)</li> <li>スプレー缶、使い捨てライターの分別回収と不燃ごみ袋の透明化を本格実施。(6月)</li> </ul>
平成14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安城北部リサイクルステーションを東栄町に開設。(6月)</li> <li>安城南部リサイクルステーションを赤松町に開設。(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安城市資源ごみ回収事業推進報償金を1kg当たり7円に増額。(4月)</li> <li>事業系古紙の搬入規制を開始。(10月)</li> <li>プラ製容器包装の分別収集試験を開始。(11月)、年度内に35の町内会で試験実施。</li> </ul>
平成15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜井リサイクルステーションを桜井町に開設。(6月)</li> <li>作野リサイクルステーションを篠目町に開設。(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラ製容器包装の分別収集を市内全域で開始。(4月)</li> <li>家庭系パーソナルコンピューターのメーカー回収が開始。(10月)</li> </ul>

年度	体制・施設整備	減量化・発生抑制等
平成 16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● せん定枝リサイクルプラントが農務課から移管される。(4月)</li> <li>● 榎前一般廃棄物最終処分場再生事業を開始。(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安城市資源ごみ回収事業推進報償金を 1kg 当たり 6 円に減額。(4月)</li> <li>● 安城市有価物回収地区報償金の算定基準を町内会の世帯数及び実施月数 6 月以上を基準に変更。(4月)</li> <li>● 安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金をペットボトル 1 袋 (約 12kg) 当たり 240 円に増額、乾電池 1kg 当たり 30 円に減額。(4月)</li> <li>● 燃やせるごみ指定袋小サイズに持ち手加工実施。(5月)</li> <li>● 紙類のステーション回収を廃止。(6月)</li> <li>● 焼却灰 1,500 t を溶融化し、スラグをリサイクル活用するため、中部リサイクル㈱に委託。(9月)</li> </ul>
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三河安城リサイクルステーションを箕輪町(現三河安城南町)に開設。(10月)</li> </ul>	
平成 18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄防止用監視カメラを導入。(6月)</li> <li>● リサイクルプラザでの家具等再生販売事業を年 2 回から毎月に変更。(7月)</li> </ul>
平成 19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御幸本町リサイクルステーションを御幸本町に開設。(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乾燥生ごみと野菜の交換事業を開始。(4月)</li> <li>● せん定枝たい肥を利用した生ごみたい肥化実験を開始。(11月)</li> </ul>
平成 20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全課ごみ減量係をごみ減量推進室に変更。(4月)</li> <li>● 榎前町一般廃棄物最終処分場への不燃残さ埋立てを開始。(4月)</li> <li>● 清掃業務監視員制度を地域クリーン推進員制度に変更。(4月)</li> <li>● 古紙の分別収集試験 (7 町内会) を開始。(5月)</li> <li>● ごみ収集日お知らせメールサービスの運営を開始。(2月)</li> <li>● 榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務が完了。(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ処理機購入補助金の補助率を 3 分の 2 に、補助上限額をバイオ式生ごみ処理機 40,000 円、乾燥式生ごみ処理 35,000 円、たい肥化容器 7,000 円に拡充。(4月)</li> <li>● 事業系廃棄物処理手数料を 10kg 当たり 100 円に改定。(4月)</li> <li>● 「安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領」を「安城市資源回収事業推進報償金交付要綱」に改定し、報償金を 1 kg 当たり 7 円 (一般方式)・2 円 (業者回収方式) に変更。(4月)</li> <li>● 市内 55 店舗にてレジ袋の有料化を開始。(6月)</li> <li>● 古紙の分別収集を市内全域で開始。(7月)</li> <li>● 環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園 27 園にてごみ減量 PR のための公演を実施。(8月～平成 21 年 1 月)</li> <li>● 「ごみ減量 20%フォーラム」を開催。(2月)</li> </ul>
平成 21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家電リサイクル法対象品目に、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機を追加。(4月)</li> <li>● 古着の分別収集を市内全域で開始。(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園 12 園にてごみ減量 PR のための公演を実施。(7月～12月)</li> <li>● 生ごみ処理機購入補助の対象に、「ごみ減量容器」を追加。(8月)</li> <li>● 燃やせるごみ指定袋のデザイン変更、持ち手加工、容量変更。(45ℓ・30ℓ・20ℓ→35ℓ・20ℓ・10ℓ) (10月)</li> <li>● プラスチック製容器包装指定袋と燃やせないごみ推奨袋のデザイン変更、持ち手加工。(10月)</li> <li>● 雑がみ回収袋の販売を開始。(1月)</li> </ul>

年度	体制・施設整備	減量化・発生抑制等
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済環境部から環境部に変更（4月）</li> <li>● 御幸本町リサイクルステーションの開業体制を土日から毎日に拡充。（6月）</li> <li>● 一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する要綱を制定。（8月）</li> <li>● 「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に資源ごみ持ち去り禁止に関する条文を追加。（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園 15 園にてごみ減量 PR のための公演を実施。（6月～12月）</li> </ul>
平成 23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源ごみ持ち去り禁止施行。（4月）</li> <li>● 安城市家電リサイクル協力店認定要綱を廃止。（4月）</li> <li>● 御幸本町リサイクルステーションを閉鎖。（7月）</li> <li>● エコセンターあんじょうを御幸本町に開設（環境首都推進課）。（8月）</li> <li>● 作野リサイクルステーションを移転し、新安城リサイクルステーションを住吉町に開設。（9月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園 12 園にてごみ減量 PR のための公演を実施。（7月～12月）</li> <li>● 乾燥生ごみ処理機モニター制度を開始。（7月）</li> </ul>
平成 24 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用済電子機器 10 品目のリサイクルステーションでの収集を開始。（12月）</li> <li>● 南部リサイクルステーションを移設。（1月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ処理機購入補助金の上限を、バイオ式と乾燥式生ごみ処理機を 45,000 円に増額。（7月）</li> <li>● 乾燥生ごみ交換事業を拡大。（8月）</li> </ul>

## 2 ごみ処理・処分の流れ

平成 23（2011）年度のごみ処理の流れは、以下のとおりとなっています。



注1) ※1: 不燃残さ  
 ※2: 規格外または処理能力超え  
 ※3: 焼却施設より紙資源  
 2) 市収集・運搬分を対象としており、集団資源回収分は含まない。

### 3 ごみ発生量の実績及び組成

#### (1) ごみ発生量

ごみ発生量は、平成 21（2009）年度以降概ね横ばいで推移しており、平成 23（2011）年度は 63,389t となっています。

1 人 1 日当たりの発生量は減少傾向にあり、平成 23（2011）年度は 953g となっており、平成 17（2005）年度に対して 173g の減少となっています。

なお、平成 22（2010）年度の 1 人 1 日当たりの発生量の全国平均値は 960g、愛知県平均値は 954g です。本市の 1 人 1 日当たりの排出量は 959g となっています。

表 2.2.1 ごみ発生量の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
人口		人	171,811	174,778	177,406	179,355	179,758	180,751	181,740
ごみ発生量	可燃ごみ	t/年	52,954	52,593	50,758	47,563	45,016	43,776	44,351
	不燃・粗大ごみ	t/年	3,743	3,663	3,452	3,452	3,353	3,192	3,325
	資源ごみ	t/年	8,384	8,961	9,470	10,967	11,496	11,629	11,466
	集団資源回収	t/年	5,547	5,400	5,303	5,221	4,599	4,650	4,247
	合計	t/年	70,628	70,617	68,983	67,203	64,464	63,247	63,389
1人1日当たりのごみ発生量		g/人・日	1,126	1,107	1,062	1,027	983	959	953
処理しなければならないごみ※1		t/年	56,697	56,256	54,210	51,015	48,369	46,968	47,676
1人1日当たりの要処理量		g/人・日	904	882	835	779	737	712	717
ごみ排出量※2		t/年	65,081	65,217	63,680	61,982	59,865	58,597	59,142

※1 処理しなければならないごみ＝ごみ発生量－資源ごみ量－集団資源回収量

※2 ごみ排出量＝ごみ発生量－集団資源回収量

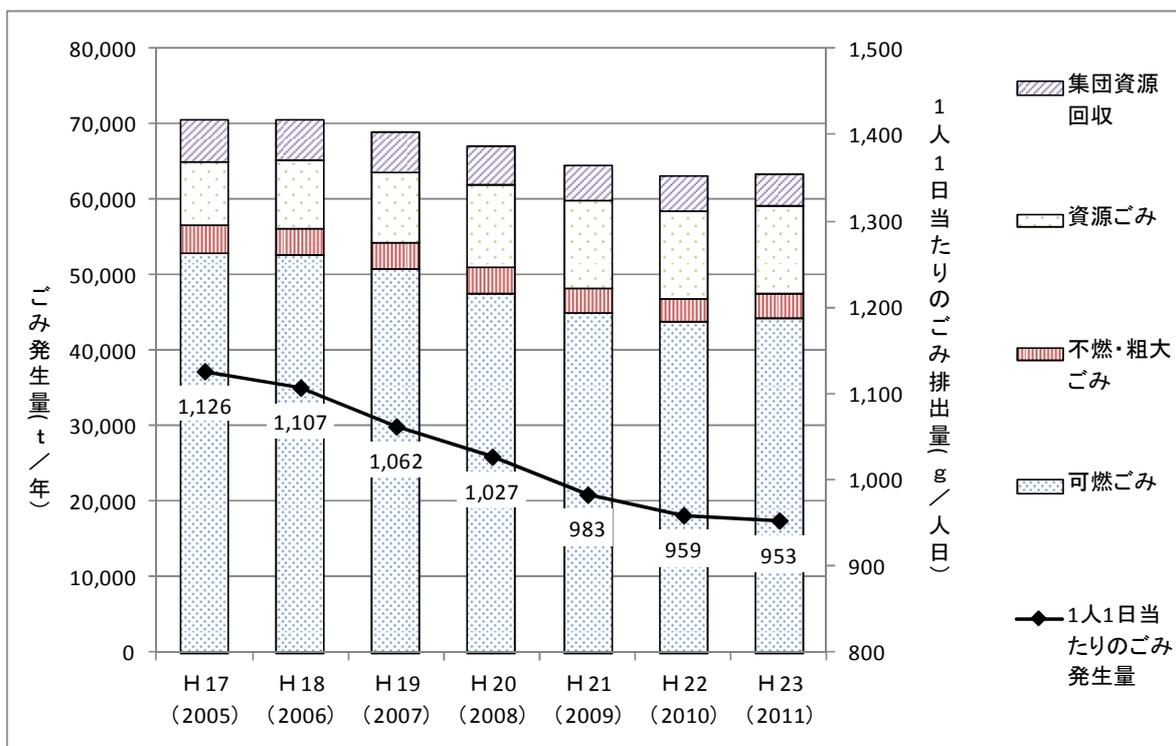


図 2.2.1 ごみ発生量の実績

(2) 資源物の収集量

資源物は、資源ごみステーション、リサイクルステーション、せん定枝リサイクルプラント及び学校等で回収しています。

紙類の回収が増加しており、資源物量の合計と、ごみ排出量に占める割合も増加しています。

表 2.2.2 資源物量の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
資源物量	紙類	t/年	2,423	2,906	3,358	4,740	5,251	5,478	5,512
	ビン	t/年	1,526	1,528	1,459	1,460	1,403	1,287	1,176
	プラ製容器包装	t/年	1,260	1,261	1,316	1,338	1,289	1,311	1,287
	缶	t/年	485	430	377	351	353	332	407
	ペットボトル	t/年	407	389	549	480	504	435	402
	布類	t/年	141	175	248	265	342	372	415
	その他	t/年	2,142	2,272	2,163	2,333	2,354	2,414	2,267
	合計	t/年	8,384	8,961	9,470	10,967	11,496	11,629	11,466
ごみ排出量	t/年	65,081	65,217	63,680	61,982	59,865	58,597	59,142	
排出量に占める割合	%	12.9	13.7	14.9	17.7	19.2	19.8	19.4	

※ 集団資源回収量は除く。「その他」は、せん定枝、廃乾電池、廃蛍光管の合計。

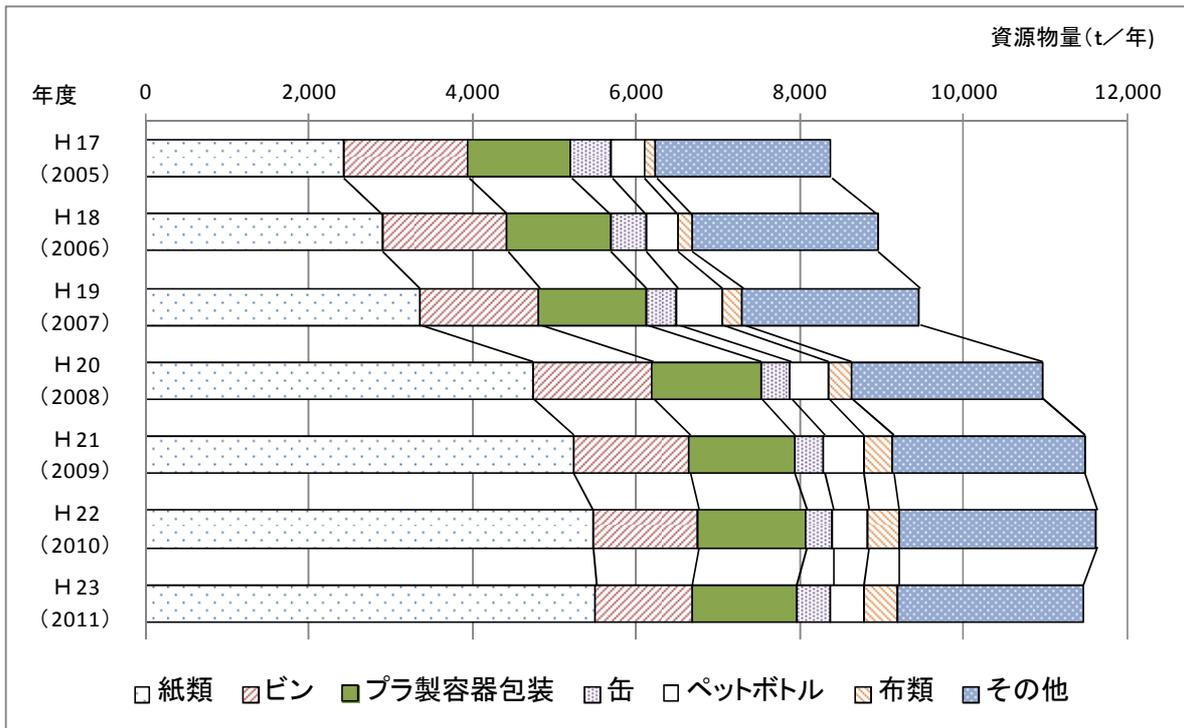


図 2.2.2 資源物量の実績

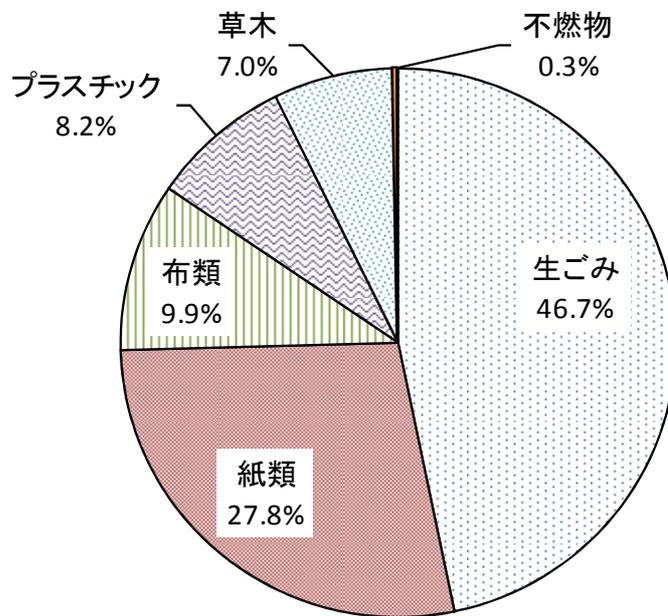
### (3) 収集ごみの組成

平成 23 (2011) 年度の調査によると、可燃ごみで最も多いのは生ごみで 46.7%、次いで紙類が 27.8%となっています。また、本来資源となるべきものが可燃ごみ全体の 27.5%含まれており、内訳として新聞紙やダンボール等の紙類が 18.3%、布類が 2.7%、ペットボトルや容器包装のプラスチック類が 6.5%となっています。

可燃ごみの組成の推移を見ると、プラスチック類は減少する傾向にありますが、布類は増加する傾向があります。

不燃ごみで最も多いのはプラスチック類で 30.8%、次いで金属類 29.0%、ガラス類 3.5%となっています。また、プラスチック類や缶・ビン等の本来資源となるべきものが 13.4%含まれています。

不燃ごみの組成の推移を見ると、年度による変動が激しくなっています。



注 1) 調査は、以下の 6 ヶ所のステーションで行った。

街部 2 ヶ所、住宅部 2 ヶ所、農村部 2 ヶ所

2) 組成の詳細は以下のとおり。

紙類：新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、容器包装類等

プラスチック類：ペットボトル、プラ製容器包装等

不燃物：金属類、ガラス類等（焼却処理に適さないもの）

図 2.2.3 可燃ごみの組成（平成 23 (2011) 年度 重量%)

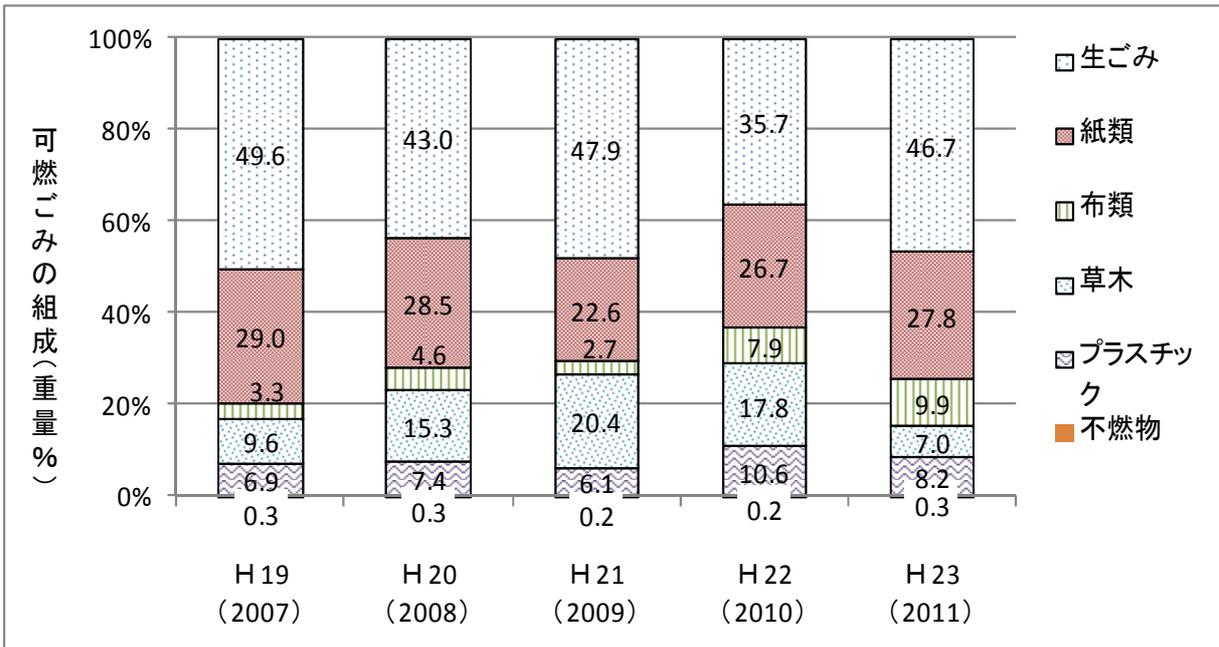
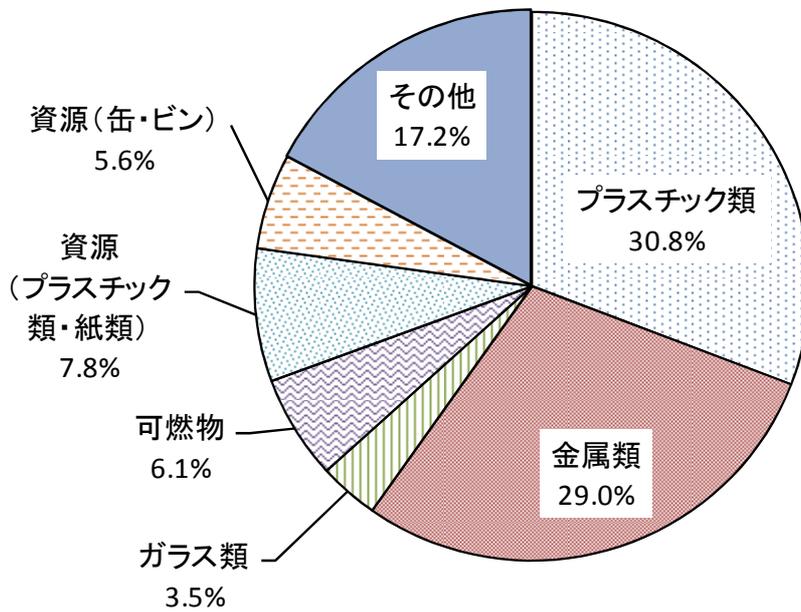


図 2.2.4 可燃ごみの組成の推移 (重量%)



注 1) 調査は、以下の 6ヶ所のステーションで行った。  
 街部 2ヶ所、住宅部 2ヶ所、農村部 2ヶ所  
 2) 組成の詳細は以下のとおり。  
 可燃物：資源以外の紙、草、木・竹等（焼却処理を行うのが適切なもの）  
 その他：灰・土砂他、陶磁器類、その他の不燃物

図 2.2.5 不燃ごみの組成 (平成 23 (2011) 年度 重量%)

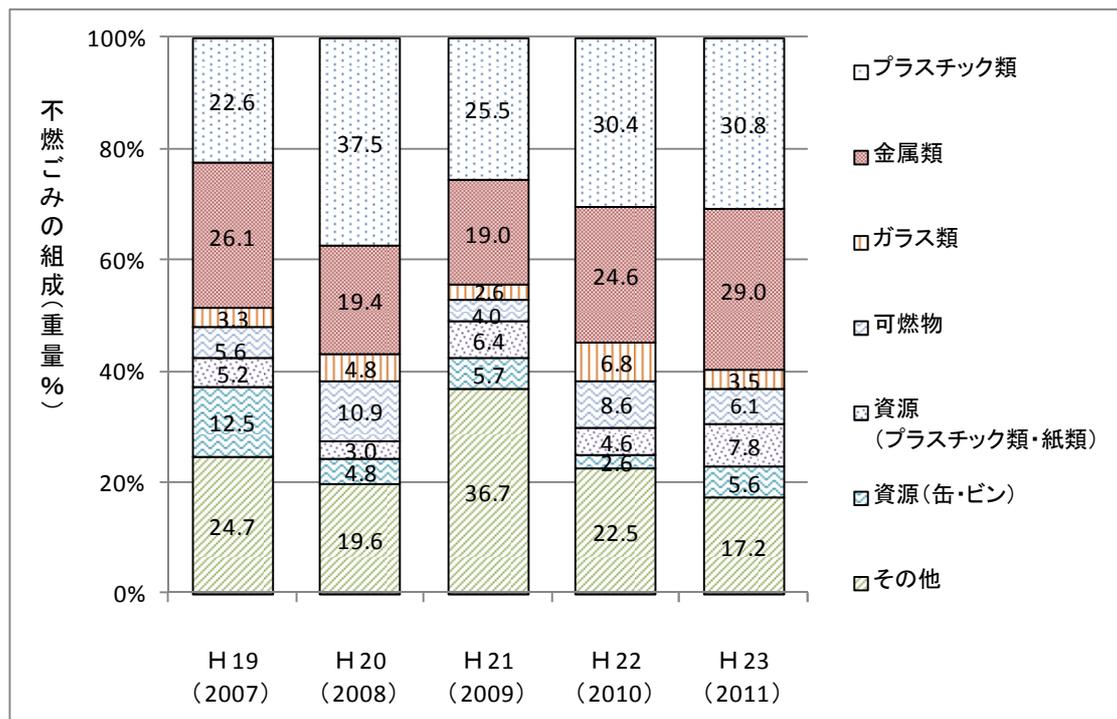


図 2.2.6 不燃ごみの組成の推移 (重量%)

#### 4 中間処理等の実績

##### (1) 焼却処理量の実績

可燃ごみのほかに、リサイクルプラザ等での中間処理において発生した可燃残さや、資源ごみとして収集したもののうち資源化に適さないもの、せん定枝リサイクルプラントで処理しきれないせん定枝等を、環境クリーンセンターで焼却処理しています。平成 23 (2011) 年度は、ごみ排出量のうち 79.5%を焼却しています。

排出されるごみ量の減量に伴い焼却灰は減少傾向にあります。埋立処分量は焼却灰の溶融化量を制限しているため、増加傾向にあります。

表 2.2.3 焼却処理量の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
焼却処理量	直接焼却	t/年	52,954	52,593	50,758	47,563	45,016	43,776	44,351
	可燃残さ	t/年	2,567	2,464	2,301	3,153	2,617	2,864	2,623
	し尿処理残さ	t/年	255	1,790	1,899	1,796	1,673	1,677	1,655
	合計	t/年	55,776	56,847	54,958	52,512	49,306	48,317	48,629
	合計(し尿関係を除く)	t/年	55,521	55,057	53,059	50,716	47,633	46,640	46,974
焼却残さ量	焼却灰	t/年	8,370	8,753	7,493	6,770	6,420	6,122	6,377
	(うち、溶融化量)	t/年	3,436	3,002	4,030	4,022	3,498	2,045	1,509
	(うち、埋立量)	t/年	4,934	5,751	3,463	2,748	2,922	4,077	4,868
	紙類	t/年	93	77	72	68	50	52	55
	合計	t/年	8,463	8,830	7,565	6,838	6,470	6,174	6,432
ごみ排出量	t/年	65,081	65,217	63,680	61,982	59,865	58,597	59,142	
焼却率(し尿関係を除く)	%	85.3	84.4	83.3	81.8	79.6	79.6	79.4	

## (2) 資源化量

収集されたごみは、各施設や民間業者に委託し、できる限り資源として再利用するため処理をしています。

環境クリーンセンターの焼却灰の一部は、民間業者に溶融化を委託しています。リサイクルプラザでは、リサイクル業者に引きとってもらえる家電製品、プラスチック製品を分別したうえで、その他の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（びん・缶）を破碎・選別処理し、金属類、ガラス類等を選別しています。資源化センターでは、ペットボトルの減容化を行っています。せん定枝リサイクルプラントでは、せん定枝からたい肥を製造しています。その他、民間業者にプラ製容器包装の減容化を委託しています。

表 2.2.4 資源化量の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	
直接資源化	紙類	t/年	2,423	2,906	3,358	4,740	5,251	5,478	5,512	
	布類	t/年	141	175	248	265	342	372	415	
	その他※1	t/年	50	82	86	77	73	73	82	
	小計	t/年	2,614	3,163	3,692	5,082	5,666	5,923	6,009	
施設処理に伴う資源化	焼却処理施設	紙類	t/年	93	77	72	68	50	52	55
		その他※2	t/年	1,715	3,002	4,030	2,328	2,394	1,421	1,008
		小計	t/年	1,808	3,079	4,102	2,396	2,444	1,473	1,063
	資源化を行う施設での処理	金属類	t/年	1,654	1,617	1,427	1,398	1,258	1,166	1,238
		ガラス類	t/年	1,173	1,182	1,129	1,084	1,029	991	955
		ペットボトル	t/年	332	381	421	394	391	402	390
		プラ製容器包装	t/年	1,157	1,188	1,257	1,219	1,163	1,188	1,164
		その他※3	t/年	1,578	1,093	1,186	1,009	1,131	1,088	1,051
		小計	t/年	5,894	5,461	5,420	5,104	4,972	4,835	4,798
	中計	t/年	7,702	8,540	9,522	7,500	7,416	6,308	5,861	
資源化量	紙類	t/年	2,516	2,983	3,430	4,808	5,301	5,530	5,567	
	金属類	t/年	1,654	1,617	1,427	1,398	1,258	1,166	1,238	
	ガラス類	t/年	1,173	1,182	1,129	1,084	1,029	991	955	
	ペットボトル	t/年	332	381	421	394	391	402	390	
	プラ製容器包装	t/年	1,157	1,188	1,257	1,219	1,163	1,188	1,164	
	布類	t/年	141	175	248	265	342	372	415	
	その他	t/年	3,343	4,177	5,302	3,414	3,598	2,582	2,141	
	合計	t/年	10,316	11,703	13,214	12,582	13,082	12,231	11,870	

※1 乾電池、蛍光管

※2 焼却灰溶融処理後の溶融スラグ等

※3 堆肥量、再生家具

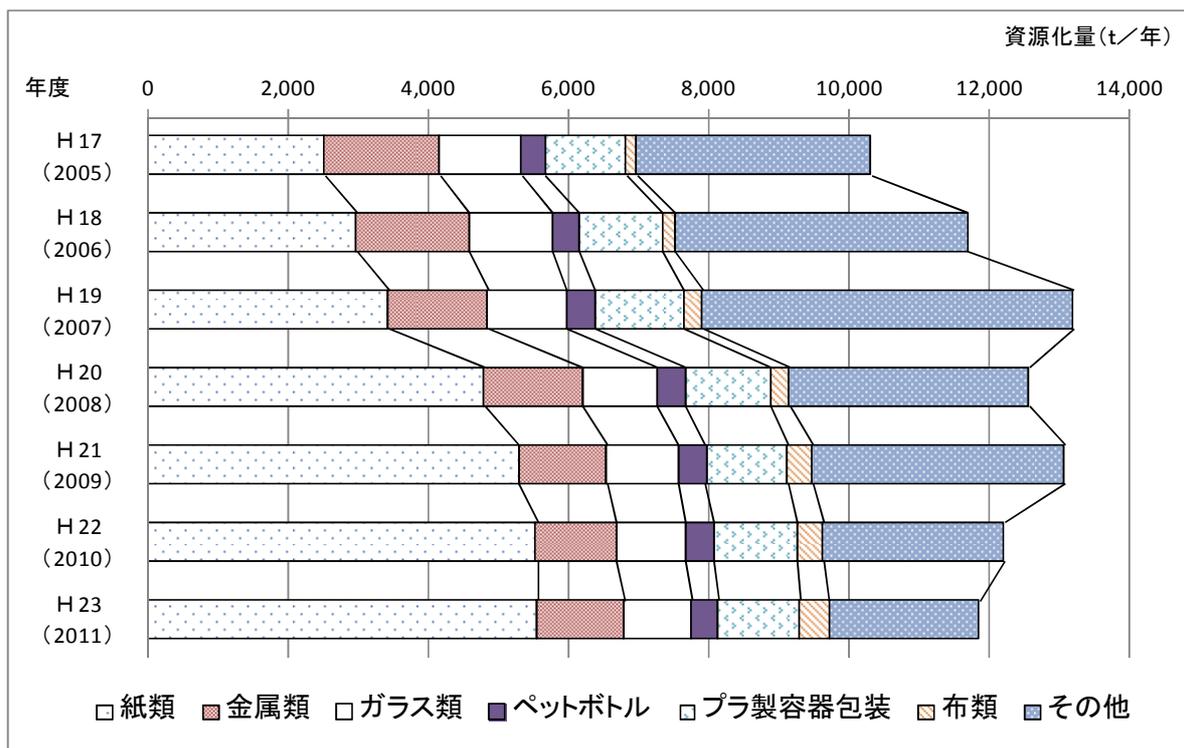


図 2.2.7 資源化量の内訳

### (3) リサイクル率

収集されたごみを処理し、資源化した量と資源ごみステーション、リサイクルステーションや集団資源回収で収集された紙類等の資源ごみ量の合計がごみ発生量に占める割合を表したリサイクル率は、平成 23 (2011) 年度で 25.4%となっています。

なお、平成 22 (2010) 年度の全国平均値は 20.8%、愛知県平均値は 23.5%で、本市は 26.7%となっています。

表 2.2.5 リサイクル率の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
総資源化量	集団資源回収量	t/年	5,547	5,400	5,303	5,221	4,599	4,650	4,247
	資源化量	t/年	10,316	11,703	13,214	12,582	13,082	12,231	11,870
	(うち溶融スラグ等)	t/年	(1,715)	(3,002)	(4,030)	(2,328)	(2,394)	(1,421)	(1,008)
	合計	t/年	15,863	17,103	18,517	17,803	17,681	16,881	16,117
ごみ発生量		t/年	70,628	70,617	68,983	67,203	64,464	63,247	63,389
リサイクル率		%	22.5	24.2	26.8	26.5	27.4	26.7	25.4
リサイクル率(溶融スラグ等を除く)		%	20.0	20.0	21.0	23.0	23.7	24.4	23.8

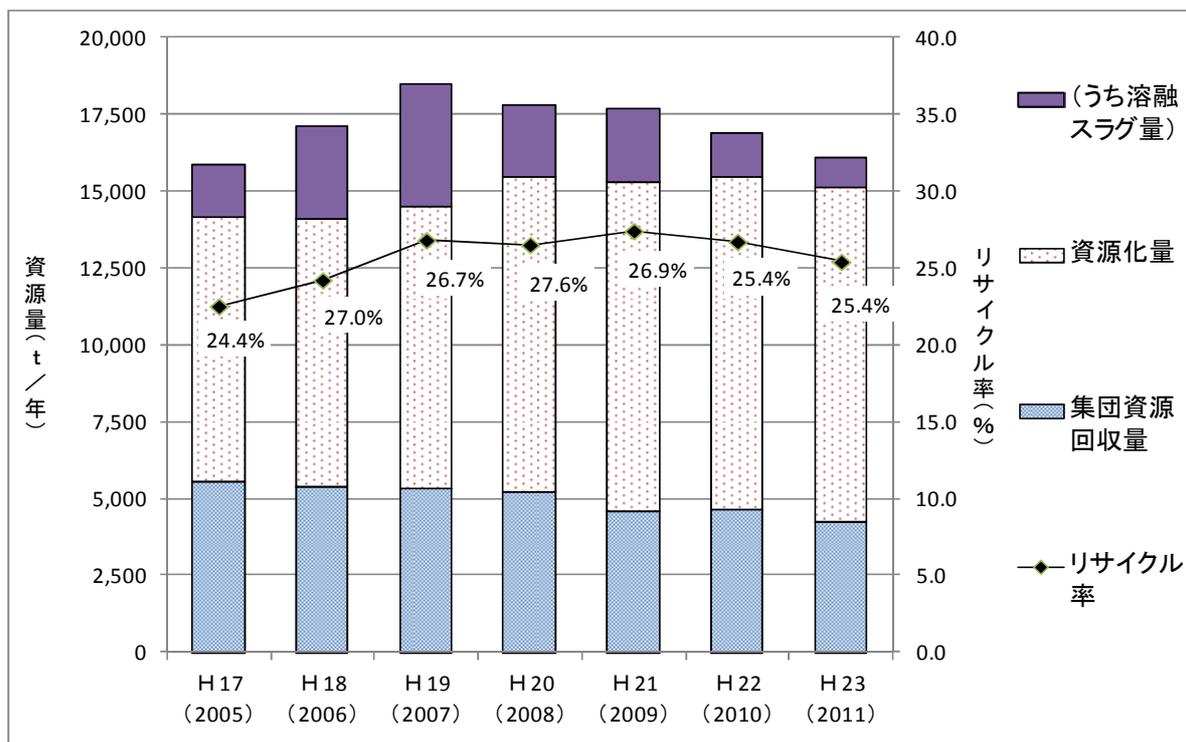


図 2.2.8 資源化量とリサイクル率の推移

(4) その他

家庭系ごみの減量を促進するため、生ごみ処理機とコンポスト容器等処理機器の購入に対する補助を行っています。

平成 23 (2011) 年度のコンポスト容器の補助基数は 96 基、生ごみ処理機の補助基数は 115 基で、累計ではそれぞれ 4,767 基、2,977 基の補助を行っています。

また、平成 21 (2009) 年度より上記以外にも EM バケツ、減量容器に対する購入補助を追加し、生ごみの減量化を推進しています。

表 2.2.6 コンポスト容器等の普及基数

	単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
コンポスト容器の補助基数	基	40	50	66	136	139	70	96
		4210	4,260	4,326	4,462	4,601	4,671	4,767
生ごみ処理機の補助基数	基	134	122	172	385	211	163	115
		1,809	1,931	2,103	2,488	2,699	2,862	2,977
EMバケツの補助基数	基	—	—	—	—	88	80	72
		—	—	—	—	88	168	240
減量容器の補助基数	基	—	—	—	—	376	365	11
		—	—	—	—	376	741	752

注) 上段は年間の補助基数、下段は年度末の補助基数累計を示す。

## 5 最終処分量の実績

排出されるごみの減量に加え、不燃ごみや粗大ごみでは破碎・選別による資源物回収の推進により、最終処分する破碎残さ量は減少しています。また、焼却灰全体（最終処分する焼却残さ＋溶融処理量）も、ごみ量の減量に伴い減少しています。しかし、平成 22（2010）年度以降は、焼却灰の溶融処理量を減少させたため、最終処分量全体は増加傾向にあります。平成 23（2011）年度の最終処分率は、9.4%となっています。

表 2.2.7 最終処分量の実績

		単位	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
最終処分量	直接埋立	t/年	194	0	0	0	0	0	0
	焼却残さ	t/年	4,934	5,751	3,463	2,748	2,922	4,077	4,868
	不燃残さ	t/年	1,082	1,062	1,205	1,258	901	650	678
	合計	t/年	6,210	6,813	4,668	4,006	3,823	4,727	5,546
ごみ排出量		t/年	65,081	65,217	63,680	61,982	59,865	58,597	59,142
最終処分率		%	9.5	10.4	7.3	6.5	6.4	8.1	9.4

※ごみ排出量は、ごみ発生量から集団資源回収量を除いた数値。

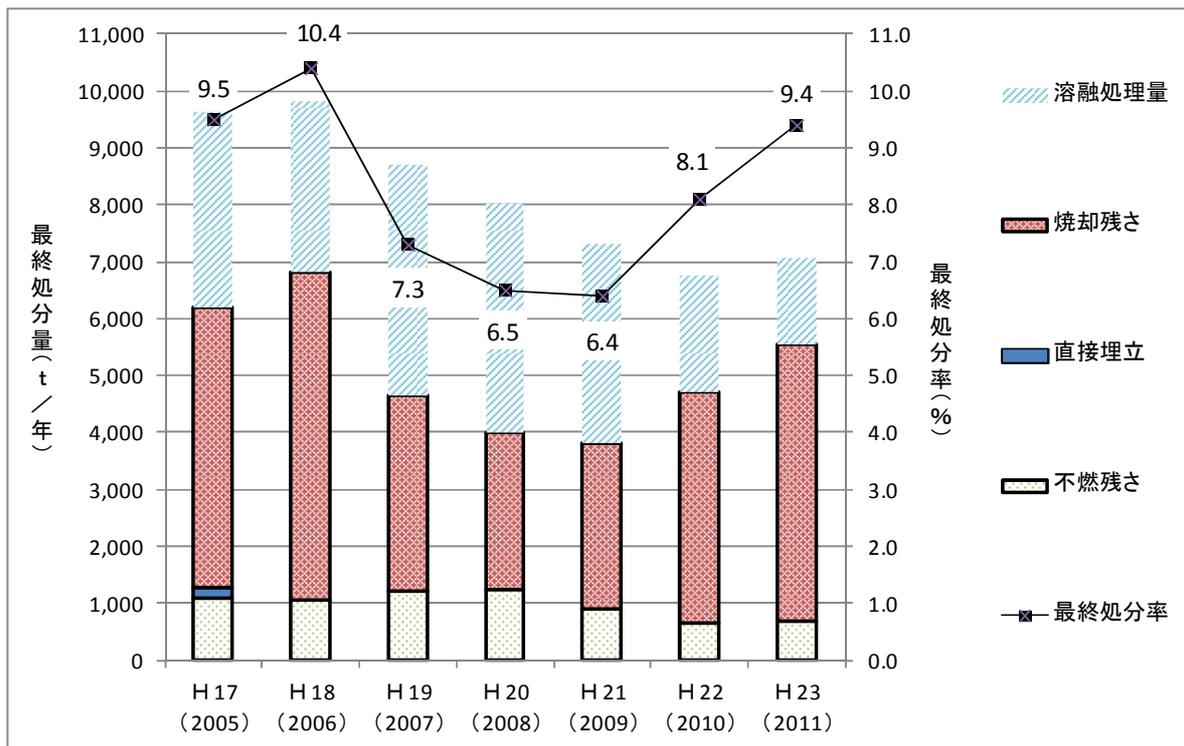


図 2.2.9 最終処分量と最終処分率の推移

## 6 処理の状況

### (1) 収集

#### ア 収集区分と収集体制

収集区分と収集体制は以下に示すとおりとなっています。



イ リサイクルステーション等

リサイクルステーションは市内に 5 か所あり、紙類等の資源ごみを回収しています。また、エコセンターあんじょうは、リサイクルステーションの回収品目に加え試験的にビン・缶の回収と、リユース及び環境学習を実施しています。

表 2.2.8 リサイクルステーション等の概要

名 称	リサイクルステーション					エコセンター	
	安城北部	新安城 ※1	三河安城	安城南部	桜 井	あんじょう ※2	
回 収 品 目	新聞紙	○	○	○	○	○	○
	雑誌	○	○	○	○	○	○
	雑がみ	○	○	○	○	○	○
	ダンボール	○	○	○	○	○	○
	牛乳パック	○	○	—	○	○	○
	布類	○	○	○	○	○	○
	ペットボトル	○	○	○	○	○	○
	乾電池	○	○	○	○	○	○
	蛍光管	○	○	○	○	○	○
	使用済小型電 子機器	○	○	○	○	○	○
	ビン・缶 (試験実施)	—	—	—	—	—	○
設置年月	平成 14 年 (2002) 6 月	平成 23 年 (2011) 9 月	平成 17 年 (2005) 10 月	平成 14 年 (2002) 11 月	平成 15 年 (2003) 6 月	平成 23 年 (2011) 8 月	

注) ○ : 回収品目を示す。

※1 平成 15 年 12 月設置の作野リサイクルステーションを移設。

※2 平成 19 年 4 月設置の御幸本町リサイクルステーションを移設。

(2) 施設

ア 焼却処理施設

表 2.2.9 焼却処理施設

施設の名称	安城市環境クリーンセンター
施設方式	全連続燃焼式機械炉（廃熱ボイラー付き）
処理能力	240t/24h（120t/24h×2基）
処理概要	可燃ごみを焼却減容処理する
竣工時期	平成9（1997）年3月

イ 破碎処理施設

表 2.2.10 破碎処理施設

施設の名称	安城市リサイクルプラザ			
施設の概要	不燃物・粗大ごみ破碎施設	再生施設	ビン類選別施設	缶類選別施設
処理能力	43t/日（5h）	0.2t/日（5h）	9t/日（5h）	6t/日（5h）
処理概要	不燃ごみ・粗大ごみを破碎し、鉄類、アルミニウム、不燃物、可燃物に選別する	粗大ごみのうち、再生可能な家具を補修・再生する	生きビン、白、茶、青・緑、その他に選別する	鉄類、アルミ類に選別する
竣工時期	平成10（1998）年7月			

ウ 資源化施設

表 2.2.11(1) 資源化施設(1)

施設の名称	安城市資源化センター
施設の概要	ペットボトル減容機
処理能力	250～300kg/時間
竣工時期	平成12（2000）年3月

表 2.2.11(2) 資源化施設(2)

施設の名称	安城市せん定枝リサイクルプラント
処理方式	破碎、植繊機+自然発酵
処理能力	4.8t/日
たい肥の量	1,050t/年
竣工時期	平成13（2001）年3月

工 最終処分場

表 2.2.12 最終処分場

施設の名称	榎前一般廃棄物最終処分場
埋立面積	23,400m <sup>2</sup>
埋立開始	昭和 62 (1987) 年 6 月
再生事業	平成 17 (2005) 年～平成 21 (2009) 年 (過去の埋立ごみの掘り出し、選別、リサイクルを実施)
再生後容量※	約 30,000m <sup>3</sup>

※ 廃棄物の埋立て可能容量

7 ごみ処理経費の実績

平成 23 (2011) 年度のごみ処理経費は約 24 億円となっています。1 人あたりのごみ処理経費は、平成 20 (2008) 年度の約 2 万円をピークに減少傾向にあり、平成 23 (2011) 年度では約 1 万 3 千円程度に推移しています。

表 2.2.13 ごみ処理経費の実績

	単位	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
建設改良費	千円	332,829	343,035	790,566	572,681	292,110	290,422
処理及び維持管理費	千円	2,588,277	2,837,460	2,855,710	2,243,292	2,189,936	2,134,492
合計	千円	2,921,106	3,180,495	3,646,276	2,815,973	2,482,046	2,424,914
1人あたりのごみ処理経費	円	16,713	17,928	20,330	15,665	13,732	13,343

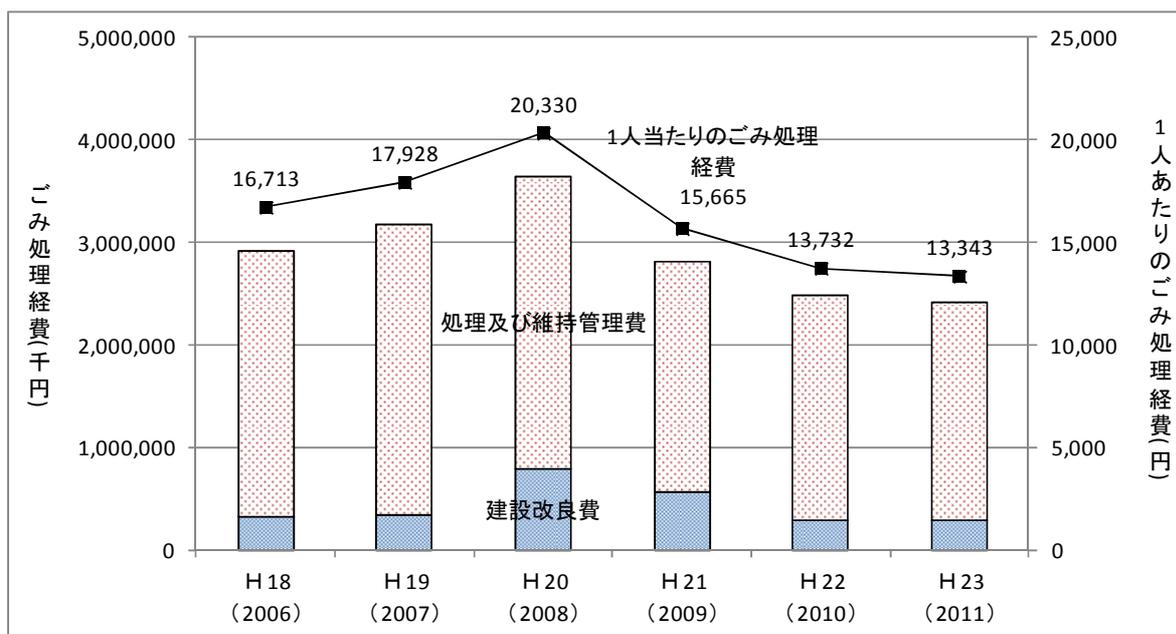


図 2.2.10 ごみ処理経費の実績

## 8 前期計画の検証と課題の整理

### (1) 前期計画の数値目標の検証

前期計画で設定した数値目標の達成状況を平成 22（2010）年度実績で検証します。

#### ①家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

平成 22（2010）年度では、数値目標まで原単位で 18g の減量が不足しています。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	目標値	g / 人・日	—	470 g (約 20%減量)
	実績値	g / 人・日	590 g	488 g (17.3%減量)

#### ②事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）

平成 22（2010）年度の数値目標以上の減量ができています。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
1 人 1 日当たりの 事業系ごみ排出量	目標値	g / 人・日	—	250 g (約 20%減量)
	実績値	g / 人・日	314 g	234 g (25.5%減量)

#### ③資源ごみの排出量

平成 22（2010）年度の数値目標を上回る資源回収ができています。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
1 人 1 日当たりの 資源ごみ排出量	目標値	g / 人・日	—	170 g (約 27%増量)
	実績値	g / 人・日	134 g	176 g (29.9%増量)

#### ④ごみ排出量

家庭系ごみ、事業系ごみ、資源ごみの合計でみると、平成 22（2010）年度の数値目標は達成できています。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	目標値	g / 人・日	—	890 g (約 14%減量)
	実績値	g / 人・日	1,038 g	888 g (14.2%減量)

#### ⑤リサイクル率

資源ごみの回収は目標を達成しましたが、平成 22（2010）年度から焼却灰の溶融による資源化量を減少させたことが影響し、リサイクル率は目標を達成できていません。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
リサイクル率	目標値	%	—	31.0%
	実績値	%	24.9%	28.4%

※リサイクル率＝リサイクル処理したごみ量／ごみ発生量

⑥最終処分率

焼却灰の溶融処理量を減少させたため最終処分量が増加したものの、ごみの排出量全体の減量が目標を上回ったことから、最終処分率は目標以上に低くなっています。

指標		単位	平成 17 年度 (2005)	平成 22 年度 (2010)
最終処分率	目標値	%	—	9.2%
	実績値	%	9.5%	8.1%

(2) 前期計画の施策の検証

前期計画で示した施策の実施状況を示すとともに、その進捗状況を評価します。

表 2. 2. 14(1) 前期計画施策の進捗評価 (1/4)

計画	施策	内容・重点項目	実施状況	評価	
減量化・資源化計画 (4Rの推進)	1 リフューズ、リデュース、リユース	① 過剰包装の抑制とマイバッグ持参運動の推進	<p>◇必要なものを必要な量だけ購入するよう啓発します。 ◇すぐに不要になる物をもらわないよう啓発します。 ◇過剰包装を断る習慣付けを啓発します。 ◇買い物際にはマイバッグを持参するよう啓発します。</p> <p>(重点項目) 有料化により、レジ袋の削減をします。</p>	<p>◆マイバックキャンペーンを実施すると共に、説明会等で啓発を実施した。 ◆平成20(2008)年2月にレジ袋削減推進協議会を発足し、有料化を実施。加盟店で約90%の削減が図られた。</p>	○
		② 生ごみの減量化	<p>◇食べ物を残さない調理方法(エコクッキング)等、生ごみの減量アイデアを紹介します。 ◇生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度やEMIほかの配布事業を推進します。 ◇生ごみ減量化に関する研究をモデル的に試行し、家庭や地域における減量化に関するノウハウを蓄積します。 ◇農村部においては、畑での生ごみの処分を進める等、地域の特性を生かしたごみ減量施策を検討します。</p> <p>(重点項目) 生ごみ処理機器の購入に対する補助を積極的に行うとともに、生ごみ減量化の事例等を市民に情報提供します。</p>	<p>◆年1回全戸配布のチラシ(ソムリエ通信)を作成し啓発を図った。 ◆平成20(2008)年度に補助率を2/3に引き上げるとともに、上限額をバイオ式生ごみ処理機40千円、乾燥式生ごみ処理機35千円、たい肥化容器7千円に拡充。平成21(2009)年には補助対象をEMバケツ、減容容器に拡大。平成24(2012)年度に生ごみ処理機の上限額を45千円に引き上げ取り組み世帯の増加を図った。 ◆研究モデルの成果により、減量容器を補助対象に加えると共に、講習会等を実施し、生ごみ処理手法の周知を図った。 ◆説明会、啓発活動の中で地域特性を生かした処理方法の説明と啓発を実施するとともに、ダンボールコンポストの定期講習会を年4回開催した。</p>	○
		③ 再使用の推進	<p>◇ものをできる限り長く、大切に使うよう働きかけます。 ◇排出された粗大ごみの中から、再生可能な家具等を補修し販売する家具再生事業を推進します。 ◇リサイクルフェア等のイベントを開催し、再生品を販売するとともに、再利用の大切さを啓発します。</p> <p>(重点項目) 家具再生事業の利用促進をさらに強化し、「もったいない」の精神の啓発を図ります。</p>	<p>◆再生家具等の販売をリサイクルプラザにて毎月定期開催し、再使用の啓発とごみの処分量の減量を図った。 ◆広報及び新聞への広告掲載などにより、利用促進を図った。 ◆エコライフフェアを開催し、啓発を実施した。(イベントでの再生品の販売は未実施)</p>	△
		④ 環境にやさしい商品の購入促進	<p>◇リターナブル容器の商品や詰め替え商品を優先して購入することを働きかけます。 ◇長く使える丈夫な商品を選ぶよう働きかけます。</p> <p>(重点項目) 環境にやさしい商品の購入促進を定期的に啓発します。</p>	<p>◆説明会、キャンペーン等で啓発を実施した。</p>	△
		⑤ 収集ごみの有料化	<p>◇ごみの発生抑制、集団資源回収の促進、ごみ処理費用の応益負担等を目的として、収集ごみの有料化を検討します。</p> <p>(重点項目) 他都市の事例を踏まえ、市民から幅広く意見を求めながら有料化を視野に入れて検討します。</p>	<p>◆先進都市の事例研究及び問題点の研究を実施したが、ごみの減量状況や近隣市の状況及び経済状況を総合的に判断し導入には至っていない。 ◆アンケート調査等を実施し市民の意識調査を実施した。</p>	△
		⑥ 店頭でのごみ排出抑制	<p>◇スーパー等の食料品販売店に対して、牛乳パックやペットボトル、トレイ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。 ◇家電販売店等に対して、蛍光灯、乾電池、充電機、トナーカートリッジ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。 ◇容器(トレイ)の削減や量り売り商品、詰め替え商品の販売を誘導します。</p> <p>(重点項目) 店頭回収の場所と品目等の情報提供を行い、市民の利用促進を図ります。</p>	<p>◆店頭回収を呼びかけ店頭収集を開始した。(ペットボトル15店舗分は市で収集、乾電池・蛍光灯31店舗分は市で収集) ◆説明会、キャンペーン等で啓発を実施した。 ◆容器(トレイ)の削減や量り売り商品、詰め替え商品の販売を誘導については、ごみ減量推進委員会に店舗等からも委員を選出し、意見の徴収や問題点について検討した。</p>	△
		⑦ 事業系ごみの排出抑制	<p>◇事業系ごみのうち、資源化できるものの搬入を規制して排出量を抑制します。 ◇多量排出事業者には、排出量の把握や削減計画の作成等を求め、資源の有効活用を誘導します。</p> <p>(重点項目) 事業者と行政と協議する会合を定期的に開催します。</p>	<p>◆搬入物検査を定期的に実施し、資源ごみの搬入について指導した。 ◆分別表等を配布し、資源ごみの分別を呼びかけた。 ◆廃棄物の収集運搬及び搬入許可事業者との連絡会を定期に開催し、情報交換及び指導を実施した。</p>	○
		⑧ 環境にやさしい事業者の支援	<p>◇レジ袋削減取組店の拡大に努めます。 ◇量り売り、包装紙の簡素化、レジ袋の削減策を行っている小売店を市民にPRL、利用促進を図ります。</p> <p>(重点項目) レジ袋削減等の取り組みを広報等で広く市民にPRLします。</p>	<p>◆レジ袋削減推進協議会を発足し拡大に努めた。 ◆マイバックキャンペーン等特化した啓発活動とともに、広報誌など紙面による啓発及び説明会等での啓発を実施した。</p>	△

○：計画もしくは予測値どおり（資源化は予測値より多いこと、処理・処分量は予測値より少ないこと）

△：計画もしくは予測値の達成に向けて施策を実施中

表 2.2.14 (2) 前期計画施策の進捗評価 (2/4)

計画	施策	内容・重点項目	実施状況	評価
減量化・資源化計画(4Rの推進)	2 ごみ減量意識の高揚	① 啓発活動の充実 ◇家庭生活や事業活動において発生するごみや処理の実態等の情報を提供します。 (重点項目) ホームページや広報等により、ごみに関する情報が常に市民の目に触れるよう機会を増やします。	◆広報や看板等で減量率の周知等を実施した。	△
		② 環境学習の推進 ◇子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオを作成し、環境学習を推進します。 ◇ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会を実施します。 (重点項目) 学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。	◆クリーンバス事業により、市内全校の小学4年生を対象に施設見学と環境学習を実施した。 ◆子供向けのごみに関する教材「ごみとわたしたち」を作成し配布した。	○
		③ ごみ減量推進委員会による検討 ◇市民や事業者の代表によるごみ減量推進委員会を開催し、ごみ減量施策について検討します。 (重点項目) ごみ減量推進委員会を定期的に開催し、市民や事業者の意見を反映した減量施策を行います。	◆各種団体、事業所、市民公募により委員を選出し定期に開催し、ごみ減量20%に向けた施策を諮問し、答申を受けた。	○
		④ 市民参加型事業の推進 ◇環境アドバイザー派遣事業により、地域における環境学習の機会を提供します。 ◇地域のリーダーとなり、地域の人々や事業者を取り込んだ環境保全活動のできる人材の育成を行います。 ◇安城市環境配慮行動指針の周知を図ります。 ◇ごみ減量アイデア・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を実施します。 (重点項目) 情報提供のための説明会や学習会を開催します。	◆クリーンバス事業の説明者としてや学校での学習に環境アドバイザーを派遣した。 ◆クリーン推進員リーダーを各町内会に配置し、定期的に勉強会や意見交換会を開催した。 ◆町内会や市民団体等を対象に説明会を実施した。	○
3 リサイクル	① 資源物の収集品目の増加 ◇雑がみを含めた紙類の分別収集を推進します。 ◇新聞紙や雑誌等は、集団資源回収やリサイクルステーションにおける新たな回収方式を導入し、回収方法の多様化を図ります。 (重点項目) 集団資源回収について地域での拠点回収方式、業者回収方式の制度化を図ります。	◆平成21(2009)年度よりごみステーションでの古紙・古着の回収を開始した。 ◆平成20(2008)年度に資源回収事業推進褒賞金交付要領を定め、制度化を図った。 ◆平成24(2012)年12月から小型電子機器の回収をリサイクルステーションで開始した。	○	
	② 分別排出の徹底 ◇ごみと資源の分け方・出し方、ごみカレンダー、ごみだすを活用し、分別排出の徹底を図ります。 ◇転入者に対しては、市民課での手続時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。 ◇外国人の転入者に対しては、ごみ排出方法を4ヶ国語で示し、ルールの周知を図ります。 ◇事業者に対しては、直接搬入時に分別排出の指導を行うとともに、資源回収業者と協力して資源化に努めるよう指導します。 (重点項目) 市民の知りたい情報や市民がやる気になる情報をわかりやすく載せ「ごみと資源の分け方・出し方」の充実を図ります。	◆平成21(2009)年度にごみと資源の分け方・出し方を見直し保存版として全戸配布した。 ◆ごみカレンダーを見やすくした。 ◆ごみと資源の分け方・出し方の外国版を作成し配布した。 ◆毎週月曜日に相談窓口を開設し、分別の相談及び指導を実施した。 ◆事業者に対し搬入物検査を定期的実施し指導すると共に、分別方法を示したチラシを配布。収集業者に対し連絡会を定期に開催し指導した。	○	
	③ 教育施設等における資源回収の促進 ◇ペットボトルと乾電池の効率的な回収を進めるため、小中学校、幼稚園及び保育園での回収を推進します。 (重点項目) 定期的に資源回収の必要性や回収実績等を紹介し、資源回収を促進します。	◆ペットボトルと乾電池の効率的な回収を進めるため、小中学校、幼稚園及び保育園での回収を実施(73施設)した。	○	

○：計画もしくは予測値どおり（資源化は予測値より多いこと、処理・処分量は予測値より少ないこと）

△：計画もしくは予測値の達成に向けて施策を実施中

表 2.2.14 (3) 前期計画施策の進捗評価 (3/4)

計画	施策	内容・重点項目	実施状況	評価
減量化・資源化計画(4Rの推進)	4 中間処理による再生利用の促進	① リサイクルプラザにおける資源回収の推進 ◇再生利用できない不燃ごみや粗大ごみは、破碎・選別して金属類の資源を回収し、再生利用します。 ◇破碎困難ごみは、分別後に再生業者に委託して再生利用します。  (重点項目) 市民が利用しやすいよう、搬入品目や利用時間等の情報提供を行うとともに、利用者向け看板等で利用促進を図ります。	◆電化製品や硬質プラスチック製品を選別し再生利用を開始した。 ◆ごみと資源の分け方・出し方に種類別の情報を掲載すると共に、メールサービスで収集日の通知サービスを実施した。	○
		② せん定枝・刈草の資源化の推進 ◇果樹、庭木、街路樹のせん定枝、刈草をたい肥化して市民に配布し、再生利用を推進します。  (重点項目) 2010年度をめぐりに、せん定枝を2,000t、刈草を800tたい肥化します。	◆焼却施設を始めとするさまざまな中間処理施設の見直しに合わせて、たい肥化施設のあり方や規模を検討しており、たい肥化量の拡大ができていません。	×
		③ 焼却灰の溶融化 ◇現在、一部を民間委託により溶融化している焼却灰について、委託の割合や今後の処理方法について検討します。  (重点項目) 焼却灰の50%以上を溶融化します。	◆埋立処分比べてコストが高いこと、埋立処分場が安定的に確保できたことから、平成23(2011)年度の溶融化は24%にとどまっているが、再生利用の促進の観点から、今後も一定の溶融量は確保していく。	△
		④ 生ごみやせん定枝等の有効利用の研究 ◇生ごみのたい肥化事業の可能性について検討します。 ◇食用油の回収と再生利用の可能性について、調査研究します。 ◇バイオガス発電等、生ごみやせん定枝等有機性資源の活用方法を調査研究します。  (重点項目) 生ごみのたい肥化事業は、先進地を調査し、効率性等の研究をします。	◆分別収集を含め先進都市の事例研究を実施した。	△
適正処理計画	1 収集運搬	① 収集方式 ◇現行のステーション方式による収集を継続する一方、街部等でごみステーションへの不適正排出の増加が懸念されるため、排出者責任を明確にできる戸別収集方式を検討します。  (重点項目) 本市の地域性を調査し、先進地の事例も研究します。	◆組成分析調査を実施するとともに、有料化とあわせ収集方法の先進地視察等を実施した。 ◆戸別収集等の検討については、有料化の導入と合わせ検討する。	△
		② 資源収集の充実 ◇市民ニーズに合わせ、リサイクルステーションの増設、収集品目の追加を検討します。 ◇資源ごみステーションでの新たな収集品目として雑がみ、新聞紙、雑誌類、せん定枝、廃食用油を検討します。  (重点項目) 雑がみの資源ごみステーションでの分別収集を実施します。	◆平成21(2009)年度末から雑がみ回収袋を販売し、資源ごみステーションでの分別回収を開始した。 ◆平成22(2010)年度6月より御幸本町リサイクルステーション(現エコセンターあじょう)の開業体制を土日から毎日へ拡充した。	○
		③ 有害ごみ/破碎困難ごみ/危険ごみの混入防止 ◇乾電池や蛍光灯等の有害ごみ、硬い鉄製品等の破碎困難ごみ、刃物やガスボンベ等の危険ごみが不燃ごみへ混入しないよう、周知を徹底します。 ◇石綿(アスベスト)等危険な物質を含む製品は、国から出される基本方針に基づき、収集方法等を検討します。  (重点項目) 危険ごみの混入の危険性等について定期的に啓発します。	◆ごみと資源の分け方・出し方を見直しわかりやすく表示すると共に、説明会等で周知を図った。	△
		④ 適正な収集運搬体制の構築 ◇事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、適正に業務を行うよう指導し、収集体制の適正化を図ります。  (重点項目) 要綱等により収集運搬業、処分業許可の審査基準を設け、収集業務の質の向上に努めます。	◆平成22(2010)年度に一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する要綱を制定した。 ◆定期的な連絡会を開催し指導した。	○
		⑤ 効率的な収集運搬体制の構築 ◇収集業務の拡大に伴う収集車両の更新、収集作業の追加については、民間活用により収集体制の効率化を図ります。  (重点項目) 雑がみ等の収集については、民間委託により収集体制を整えます。	◆収集実績があり円滑な収集が可能な愛知県古紙協同組合との委託契約により収集体制を整えた。	○

○：計画もしくは予測値どおり（資源化は予測値より多いこと、処理・処分量は予測値より少ないこと）

△：計画もしくは予測値の達成に向けて施策を実施中

表 2.2.14 (4) 前期計画施策の進捗評価 (4/4)

計画	施策	内容・重点項目	実施状況	評価
適正処理計画	2 中間処理	① 焼却処理施設の整備 ◇環境クリーンセンターは、2017年をめぐり、広域的な視野で改築計画を検討します。 (重点項目) 関連市と協議し広域化計画の改定に着手します。	◆平成21年3月に改訂を行い、その後も関連市と協議を進め平成25年度に次回の改定を予定している。	○
		② 不燃ごみ処理施設の整備 ◇リサイクルプラザは、2018年をめぐり、広域的な視野で計画を検討します。 ◇施設の適正管理と効率化に努めます。 (重点項目) ガラスカレット運搬の効率化のため、ストックヤードを整備します。	◆効率的な施設整備のため、焼却施設と不燃物処理施設のあり方を検討する。 ◆せん定枝リサイクルプラント拡張に合わせてガラスカレット運搬のためのストックヤード整備を検討しています。	△
		③ 資源化施設の整備等 ◇せん定枝リサイクルプラントを拡張し、処理能力を拡大するとともに、新たに刈草のたい肥化施設を整備します。 ◇雑がみを含めた古紙のごみステーション回収に対応するための選別施設を民間で確保します。 ◇紙類と紙類以外の資源ごみも持ち込みでき、あわせてごみの分別や資源化について学習できる施設の整備を検討します。 (重点項目) せん定枝リサイクルプラントの拡張整備については2010年度をめぐりに行います。	◆雑がみを含めた古紙のごみステーション回収に対応するための選別施設を民間に確保するため、収集業者が買い取りを行い、民間の再生施設へ搬入する制度を作った。 ◆せん定枝リサイクルプラントの処理量拡大のための施設整備については、焼却施設を始めとするさまざまな中間処理施設の見直しに合わせて、たい肥化施設のあり方や規模を検討しており、拡張整備ができていません。	×
3 最終処分	① 焼却灰の最終処分場の確保 ◇焼却灰の溶融化により、埋立処分量の削減に努めます。 ◇衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が2009年度に埋立て終了となり、武豊町の衣浦港3号地に建設が予定されている新最終処分場を使用します。 (重点項目) 新最終処分場が完成するまでの間の焼却灰の最終処分先を確保します。	◆平成22(2010)年12月の衣浦ポートアイランドの受入終了後、豊田加茂環境整備公社の最終処分場の一時利用を経て、平成23年3月から衣浦港3号地の新最終処分場の使用を開始し、焼却灰の最終処分先は安定的に確保できた。ただし、焼却灰の溶融化は一定の溶融量を確保するにとどまっておらず、埋立処分量の削減方法には、課題が残っている。	△	
	② 不燃物の最終処分場の確保 ◇衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が2009年度に埋立て終了となるため、その後は榎前一般廃棄物最終処分場において、再生事業により新たな容量を確保し年間約1,000tの不燃残さを埋立てします。 ◇最終処分場を長期的に確保するため、新しい処分先の検討及び新しい最終処分場建設地の検討を進めます。 (重点項目) 2009年の再生事業終了時には、約2万m3の埋立容量を確保します。	◆平成21(2009)年度に再生事業が完了し、約3万m3の埋立容量が確保できた。	○	
4 その他の処理計画	① ごみステーションの適正管理 ◇ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得てルールに違反しているごみを減らす等適正な管理に努めます。 (重点項目) 分別方法の周知徹底とごみステーションの適正管理のため、各地域に推進員を配置します。	◆クリーン推進制度により、地域での適正管理に努めた。	○	
	② 不法投棄の防止 ◇ホームページ、広報等により、不法投棄防止に関する啓発を行います。 ◇警察等との連携により不法投棄の早期発見と処理に努めます。 ◇監視カメラの設置により、不法投棄の抑止と再発防止に努めます。 (重点項目) 地域パトロールの実施と違反者への指導体制を整備します。	◆折に触れホームページ、広報等により啓発を行った。 ◆平成22年度から委託によりパトロールを実施した。 ◆監視カメラを貸し出し、不法投棄の抑止と再発防止に努めた。 ◆警察との連携を密にし、早期発見と処理に努め、違反者については警察へ通報するなど取締りを強化した。	○	
	③ 災害廃棄物の処理 ◇災害の発生後の、ごみの仮置き、一時保管場所の確保を図ります。 ◇仮置き場は、最終処分場を優先的に活用しますが、不足する場合は周辺農地や遊休地の借り上げ確保を図ります。 ◇災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県及び国との連携による処理体制の確保を図ります。 ◇他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えます。 (重点項目) 災害発生時の行動マニュアルを整備します。	◆地域防災計画の改訂時など災害廃棄物の処理について検討したが、行動マニュアル等の整備は未着手である。 ◆災害時の廃棄物受け入れを考慮し、焼却灰の処理は複数の処理先を確保するなどリスク分散を図っている。	△	

○：計画もしくは予測値どおり（資源化は予測値より多いこと、処理・処分量は予測値より少ないこと）

△：計画もしくは予測値の達成に向けて施策を実施中

### (3) 課題の整理

#### ア 発生抑制、排出抑制の課題

平成23（2011）年度の1人1日当たりのごみ発生量は953gで、平成17（2005）年度の1,126gに対し173g減少しています。しかし、アンケート調査の結果では、資源の分別は多くの市民が実行していると回答しているのに対し、ごみの発生抑制、排出抑制につながる行動を実行している市民は少ないことが見受けられます。

また、大都市圏への通勤が便利である地域であることから、平成20（2008）年度以前ほどではないにしても今後も人口増加が見込まれるため、ごみの減量対策をしなければ、ごみ量は確実に増加します。ごみの組成の変化から処理施設に不具合が起これやすくなっていることから、ごみの発生抑制と排出抑制が重要な課題となっています。

#### イ 分別・リユース・リサイクルの課題

市民からの排出段階での分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（せん定枝、缶、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、布類、使用済小型電子機器、プラ製容器包装）、粗大ごみ及び有害ごみ（乾電池、蛍光灯、処理困難物）に分別しています。さらに分別の種類を増やすことは排出時の負担が増え、協力が得にくくなることも懸念されるため十分な検討が必要です。

分別方法の周知は、ごみと資源の分け方・出し方、ホームページ及び広報等で行っていますが、可燃ごみや不燃ごみの組成分析結果を見ると、資源ごみ特に「紙類」の混入が多く、分別が十分とは言えません。また、アンケート調査の結果では、ほとんどの市民が分別していると答えていますが、分別していない人の理由を見ると、分別が面倒であるとか分別の仕方をよく知らないといった理由が多くあげられています。市のごみ減量・リサイクルに関するPRについては、過半数の市民には届いているものの、まだ不十分であるとの意見も見受けられることから、よりわかりやすいごみの分別の仕方に関する情報提供をするとともに、分別の実行を促す工夫が必要です。

また、不燃ごみ・粗大ごみ等に含まれるまだ使える物の再生は、家具以外にも再使用可能な物品も多く、これらのリユースを促進する必要があります。

#### ウ 収集・運搬の課題

家庭系ごみは、ごみステーション回収とリサイクルステーション等での回収が基本となっています。

ごみステーション回収では、市内に約3,100箇所のごみステーションがあり、その増加に歯止めがかからないことと適正に管理されないごみステーションがあることが問題となっています。また、資源ごみの回収回数が可燃ごみと比べ少ないため、資源ごみを可燃ごみとして出しやすいことが問題となっています。

特に、紙類は、資源ごみステーション及び市内6か所のリサイクルステーション等での回収と集団資源回収による方法で行っています。

また、新しい回収方式の導入には、運搬車両や施設整備等に費用がかかるため、費用対効果を検証することが必要となっています。

事業系ごみについては、事業者自らが直接搬入するか、許可業者に収集・運搬を委託することとしています。しかし、ごみの種類の多様化により、廃棄物処理法の産業廃棄物の規定だけでは、分類しにくいケース等もあるため、市独自の収集運搬業、処分業の許可基準や審査要領等を定めるとともに、適正な処理を確保することが必要となってきています。

## エ 中間処理施設の課題

### (ア) 焼却処理施設

平成 9（1997）年に竣工した環境クリーンセンターごみ焼却施設は、長期稼動に伴い施設性能の低下や老朽化が進んでいます。今後も長期に性能を維持し、施設を安定稼動させていくためには、計画的な延命化対策や適正な運転管理をする必要があります。

また、焼却処理施設の更新には膨大な時間と費用がかかるため、広域処理を視野に入れた施設整備の検討を行う必要があります。

### (イ) 破碎処理施設

平成 10（1998）年に竣工したリサイクルプラザは、すでに稼動後 15 年以上が経過し老朽化が進んでいます。今後も長期に性能を維持し、施設を安定稼動させていくためには、機械類等の計画的な整備のほか、適正な運転管理をしていく必要があります。

また、持ち込まれる廃棄物には、有用な資源である金属類やプラスチック類が含まれることから可能な限り分別を進めリサイクルを推進するとともに、処理量の削減を図る必要があります。

そして将来的な施設のあり方について、市民の利便性の向上や処理の効率性など多数の観点から検討を行う時期にあります。

### (ウ) 資源化処理施設

資源化施設としては、資源化センターとせん定枝リサイクルプラントがあります。

資源化センターには主にペットボトルの圧縮・ブロック化する作業を実施していますが、季節や気候によりペットボトルの排出量の変動すること、夏期などの排出量が多い時期には機械能力の関係で全量処理ができず、そのままリサイクル業者に引き渡しています。機械も老朽化しつつあることや、処理能力が不足することが問題となっています。また、現在は未処理のまま引き取ってもらっている業者がありますが、ペットボトルの市況によっては引き取り業者がなくなることが懸念されます。

せん定枝リサイクルプラントは、平成 13（2001）年に竣工し、家庭や事業所から持ち込まれたせん定枝のたい肥化を行っています。しかし、季節的に処理能力を超える剪定枝が搬入されるほか、たい肥化に向かない剪定枝など、搬入された枝の一部を焼却処理している状況にあります。

また、刈り草について、現在は焼却処理をしているものの、他の自治体施設ではたい肥化しているところもあり、今後、せん定枝だけでなく刈り草についても、焼却処理量の削減、資源の有効利用、処理コストなど、さまざまな観点から検討していく必要があります。

## (工) ごみ処理施設の広域化

衣浦東部ごみ処理広域化計画に則り、将来は、安城市、碧南市及び高浜市のごみ処理施設は、広域化を視野に検討していく必要があります。ごみ処理の広域化に当たっては、広域処理を始める時期、広域処理するごみの種類、処理施設の設置場所、組織形態、負担割合など、関係市で合意形成するべき課題が多くあります。

## オ 最終処分場等の課題

### (ア) 焼却灰の処理

焼却灰の埋立処分は、武豊町の衣浦湾 3 号地を使用するとともに、遠隔地にも処分場を確保し大規模災害時におけるリスクの分散を図っていますが、いずれは埋立が終了することから、長期的には、埋立処分場の安定確保が課題となります。

また、一部の焼却灰を民間業者に委託し、溶融化していますが、高い処理単価が課題となっています。

### (イ) 埋立処分場

日本デンマークと言われた本市は、市内のほとんどが優良農地であり、新たな埋立処分場の確保が困難な状況です。

榎前一般廃棄物最終処分場は、平成 17 (2005) 年から平成 21 (2009) 年において、過去に埋立てたごみを掘り出して、選別リサイクルする再生事業を行いました。この事業により約 3 万 m<sup>3</sup> の容量が確保でき、約 20 年間以上の使用が可能となったものの、将来的に新たな埋立処理場を確保することは容易ではないことから、埋立処分量の一層の削減を進める必要があります。

## カ その他の課題

### (ア) ごみステーション

ごみステーションの管理は、町内会等の地域の方をお願いしています。アンケート調査の結果では、ごみステーションのマナーは、約 8 割の市民が守られていると答えています。しかし、守られていないと答えている市民の意見を見ると、分別されていないごみ、収集日の前日夜や違う地域のごみが出されているとの意見も多く、ごみ出しのルールを周知徹底するとともに、ごみステーションの管理体制を強化する必要があります。

### (イ) 資源ごみの持ち去り

缶、びん、古紙、古繊維などは資源として再利用が可能です。しかし、ごみステーション等からの持ち去りが多発したことから条例において資源ごみの持ち去りを禁止しました。その後、持ち去りは陰を潜めているものの、近隣の市が同様の規制を強めていることから、今後再発しないよう、監視の強化と地域住民や警察との連携等を強めていくことが必要です。

### (ウ) 不法投棄

不法投棄は、不法投棄防止看板を配布しているほか、平成 18 (2006) 年度から不法投棄

の多い箇所に監視カメラを設置し、防止に努めています。しかし不法投棄は依然として多く、地域住民や警察との連携等、対策の強化が必要です。

(工) 災害廃棄物

災害時の廃棄物の処理は、一時的に多量に出るごみの一時仮置き場の確保や処理等について広域的な連携と体制づくりが必要です。

### 第3章 ごみ減量の数値目標

#### 1 将来予測

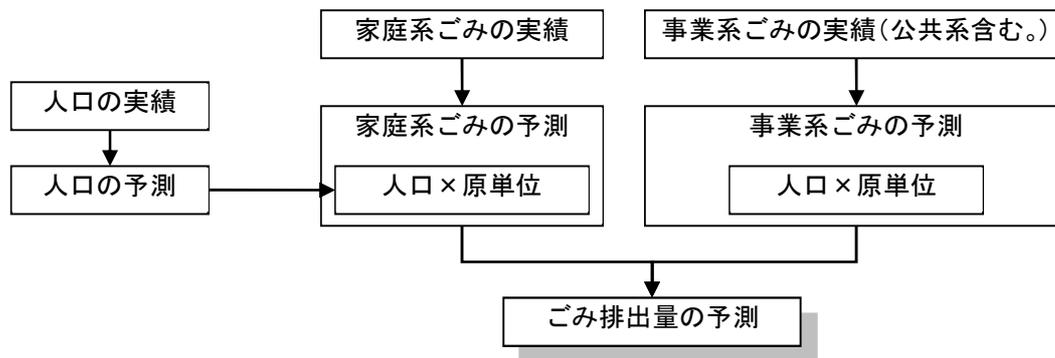


図 2.3.1 ごみ排出量の予測フロー

#### (1) 人口

人口（外国人を含む。）は過去 10 年間の実績人口の推移から、平成 29（2017）年度には 184,064 人になると推計します。

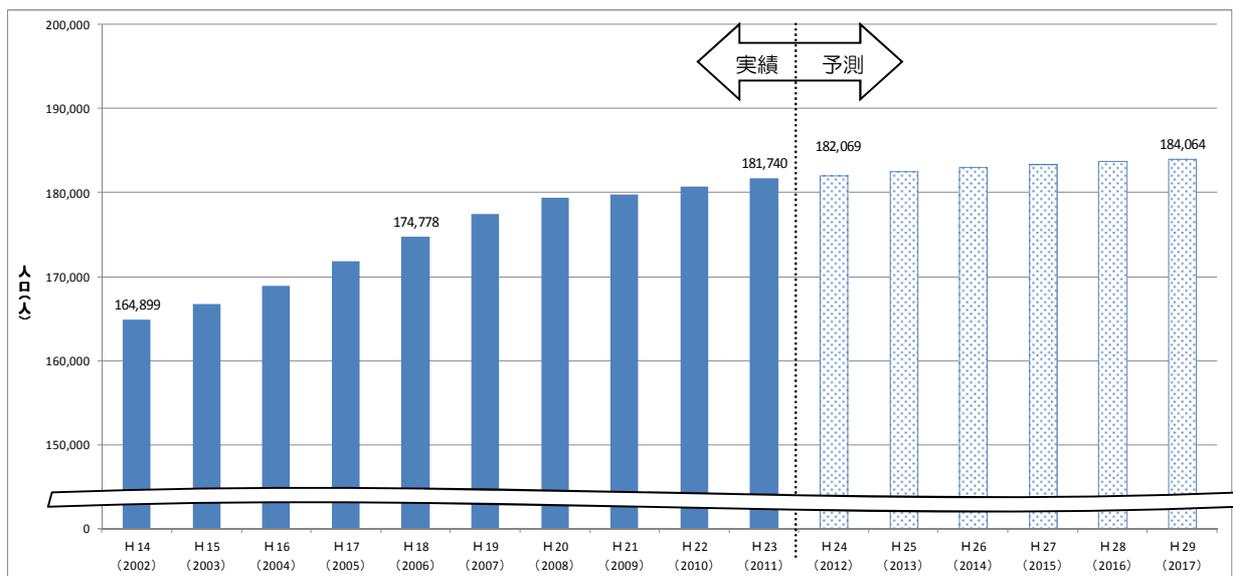


図 2.3.2 計画行政人口

(2) 現状推移のごみ発生量

1人1日当たりごみ発生量は、平成17(2005)年度以降、大きく減少してきました。これは、この間に実施した様々な減量施策の取り組みによるものと考えられます。しかし、徐々に減少幅が縮まり現在の施策を継続するだけでは、今後もこの減少傾向が続くとは限りません。

現在の施策を継続した場合、1人1日当たりのごみ排出量が現在と同程度となると仮定し、平成23(2011)年度の1人1日当たりのごみ排出量に各年度の予測人口を乗じて現状推移での予測をします。

表 2.3.1 ごみ発生量の現状予測

		単位	実績		予測		増減	
			H17 (2005)	H23 (2011)	H25 (2013)	H29 (2017)	H29-H17	
人口		人	171,811	181,740	182,563	184,064	12,253	7.1%
1人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ	g/人・日	590	496	496	496	-94	-15.9%
	事業系ごみ	g/人・日	314	221	221	221	-93	-29.6%
	資源ごみ	g/人・日	134	172	172	172	38	28.4%
	合計	g/人・日	1,038	889	889	889	-149	-14.4%
1人1日当たり集団回収量		g/人・日	88	64	64	64	-24	-27.3%
1人1日当たりのごみ発生量		g/人・日	1,126	953	953	953	-173	-15.4%
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	36,984	32,970	33,051	33,323	-3,661	-9.9%
	事業系ごみ	t/年	19,713	14,706	14,726	14,848	-4,865	-24.7%
	資源ごみ	t/年	8,384	11,466	11,461	11,556	3,172	37.8%
	合計	t/年	65,081	59,142	59,238	59,727	-5,354	-8.2%
集団回収量		t/年	5,547	4,247	4,265	4,300	-1,247	-22.5%
ごみ発生量		t/年	70,628	63,389	63,503	64,027	-6,601	-9.3%

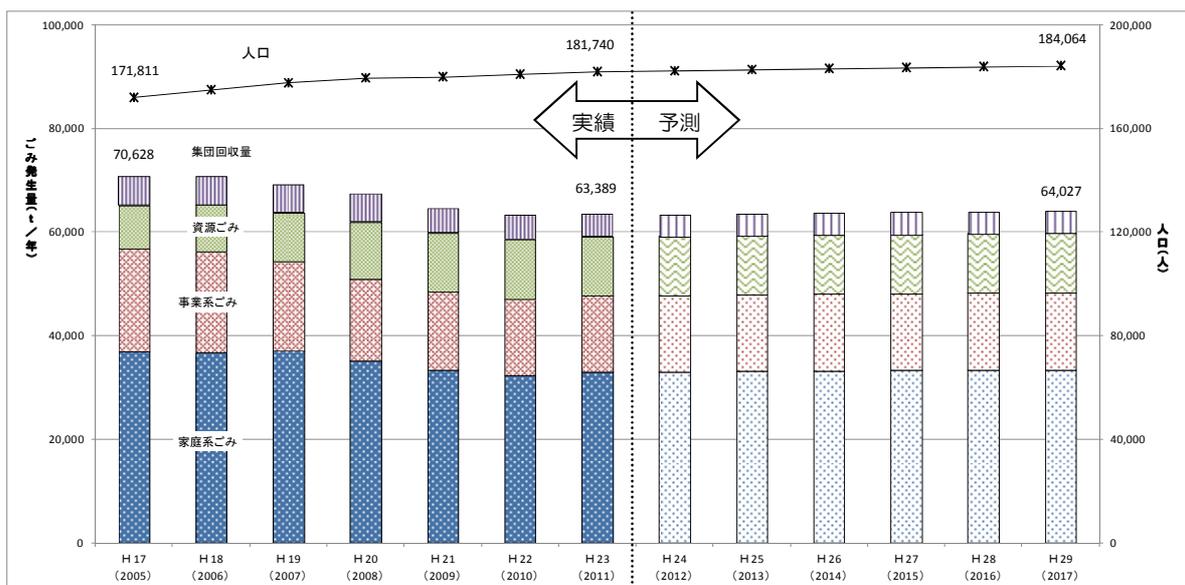


図 2.3.3 ごみ発生量の現状予測

## 2 ごみ減量の数値目標

前期計画で定めたとおり、市民、事業者、市が一体となり 4R を推進することにより、環境クリーンセンター等の処理施設における平成 29（2017）年度時点での処理能力を超過しないことを考慮してごみ減量の数値目標を設定します。

### （1）ごみの発生抑制

家庭系ごみ、事業系ごみ、資源ごみ及び集団資源回収を合わせた 1 人 1 日当たりのごみ発生量を、平成 17（2005）年度の 1,126g から平成 29（2017）年度までに約 21%減らして 890g 以下にすることを目指します。

指 標	単 位	実績		目標
		平成 17 年度 (2005)	平成 23 年度 (2011)	平成 29 年度 (2017)
1 人 1 日当たりのごみ発生量※	g/人・日	1,126 g	953 g (平成 17 年度比-15%)	890 g (同約 21%減量)

※ ごみ発生量＝家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋資源ごみ排出量＋集団資源回収量

### （2）ごみの排出抑制

資源ごみ及び公共草を除く 1 人 1 日当たりの排出量を平成 17（2005）年度の 873g から平成 29（2017）年度までに約 30%減らして 611g 以下にすることを目指します。

指 標	単 位	実績		目標
		平成 17 年度 (2005)	平成 23 年度 (2011)	平成 29 年度 (2017)
1 人 1 日当たりのごみ排出量※	g/人・日	873 g	691 g (平成 17 年度比-21%)	611 g (同約 30%減量)

※ ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量（ただし、数値目標とするごみ排出量は、資源ごみ量、集団資源回収量、公共草量を含まない。）

### （3）資源回収の推進

1 人 1 日当たりの資源ごみ及び集団資源回収量を平成 17（2005）年度の 222g から平成 29（2017）年度までに分別の推進等により約 14%増やすことを目指します。

指 標	単 位	実績		目標
		平成 17 年度 (2005)	平成 23 年度 (2011)	平成 29 年度 (2017)
1 人 1 日当たりの資源ごみ発生量※	g/人・日	222 g	236 g (平成 17 年度比+6%)	254 g (同約 14%増量)

※ 資源ごみ発生量＝資源ごみ排出量＋集団資源回収量

### 3 目標達成後のごみ発生量等

#### (1) 発生量

1人1日当たりの目標が達成された場合、年間のごみ発生量は平成29(2017)年度で59,794tと推計します。

表 2.3.2 ごみ発生量の目標予測

	単位	実績		目標予測		
		H17 (2005)	H23 (2011)	H25 (2013)	H27 (2015)	H29 (2017)
人口	人	171,811	181,740	182,563	183,389	184,064
1人1日当たりのごみ発生量	g/人・日	1,126	953	931	909	890
1人1日当たりのごみ排出量*	g/人・日	873	691	661	634	611
1人1日当たりの資源ごみ発生量	g/人・日	222	236	245	250	254
ごみ排出量	家庭系ごみ+事業系ごみ*	t/年	54,618	44,023	42,423	41,040
	資源ごみ+集団資源回収	t/年	13,931	15,713	16,327	16,735
	合計	t/年	68,549	61,700	60,350	59,158
ごみ発生量	t/年	70,628	63,389	62,039	60,847	59,794

※ 数値目標では、資源ごみ量、集団資源回収量及び公共草等の量は含まない。

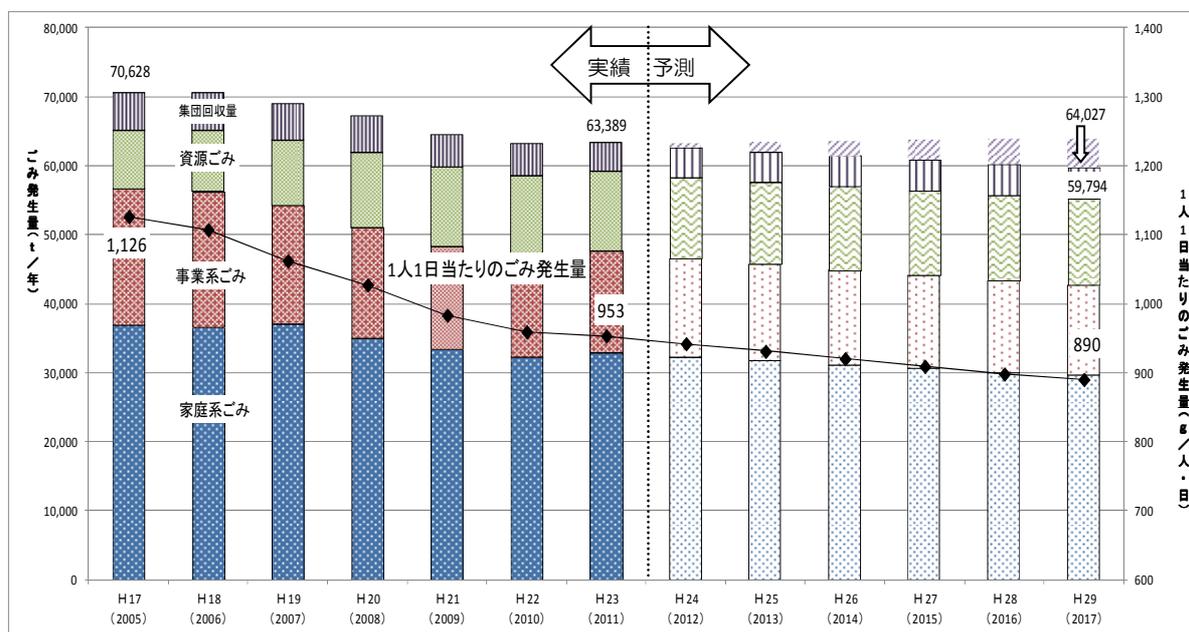


図 2.3.4 ごみ発生量 (数値目標) の推移

(2) リサイクル率

平成 23 (2011) 年度のリサイクル率は、処理後の資源化量（焼却灰及びせん定枝は資源となった量）を含めると 25.5%となっています。発生・排出抑制や資源回収の目標を達成することで、平成 29 (2017) 年度には、28.6%のリサイクル率が見込めます。

	実績		予測		
	平成 17 年度 (2005)	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 27 年度 (2015)	平成 29 年度 (2017)
リサイクル率	22.5%	25.5%	26.7%	27.7%	28.6%

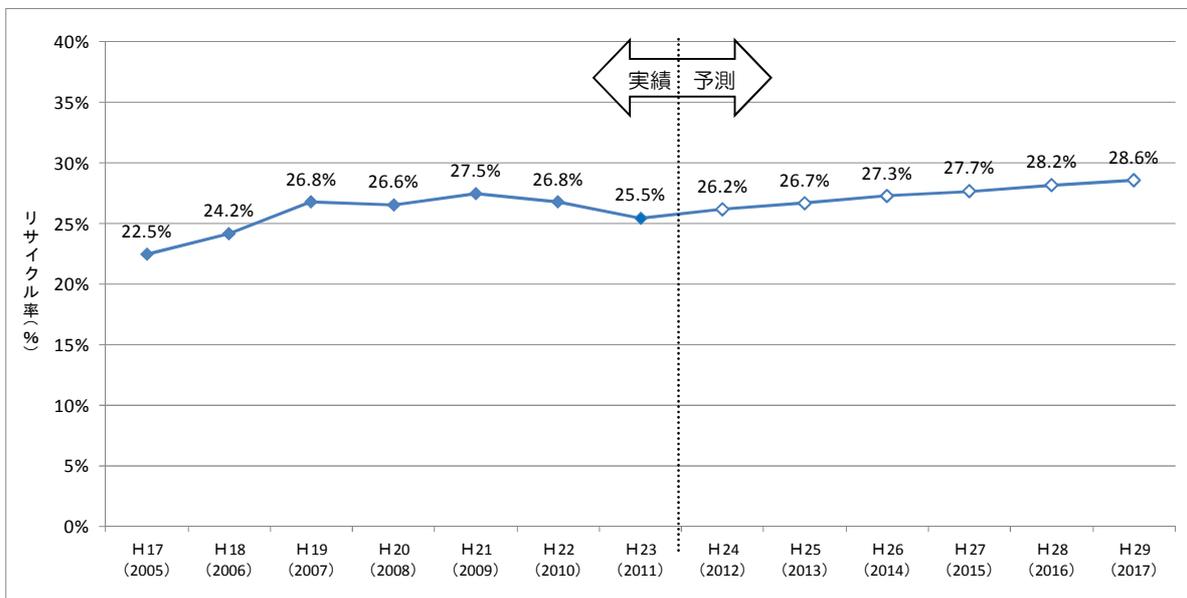


図 2.3.5 リサイクル率の推移

(3) 最終処分率（ごみ排出量に占める最終処分量の割合）

平成 23 (2011) 年度の最終処分率は、9.4%となっています。発生・排出抑制や資源回収の目標を達成し、焼却灰のうち一定量の溶融化を継続することで現状を維持した場合、平成 29 (2017) 年度には、9.2%の最終処分率を見込みます。

	実績		予測		
	平成 17 年度 (2005)	平成 23 年度 (2011)	平成 25 年度 (2013)	平成 27 年度 (2015)	平成 29 年度 (2017)
最終処分率	9.5%	9.4%	9.3%	9.2%	9.2%

## 第4章 減量化・資源化計画（4R の推進）

課題の解決に向けて、3つの基本方針ごとにごみの減量化、資源化の計画を定めます。

### 基本方針 1 ごみを作り出さない工夫や啓発を積極的に行います。

(リフューズ、リデュース、リユース)

リフューズ、リデュース、リユースについては、市民、事業者、市が協働して行動することが必要です。そこで、新しいライフスタイルの提案をするとともに、意識高揚につながる啓発活動を積極的に実施します。

#### 1 リフューズ、リデュース、リユース

施策	内容
① 過剰包装の抑制とマイバッグ持参運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要なものを必要な量だけ購入するよう啓発します。</li> <li>すぐに不要になる物をもらわないよう啓発します。</li> <li>過剰包装を断る習慣付けを啓発します。</li> <li>買い物際にはマイバッグを持参するよう啓発します。</li> </ul> <p>重点項目：啓発の強化とともに、店舗等との連携により協働に努めます。</p>
② 生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）等、生ごみの減量アイデアを紹介します。</li> <li>生ごみのたい肥化など再利用する方法を紹介します。</li> <li>生ごみ処理機器の購入に対する補助金制度やEMIぼかしの配布事業の推進及び、家庭や地域における減量化に関する取り組みを支援し、取組み世帯等の拡大を図ります。</li> <li>生ごみ処理機の普及のため、講習会等を開催します。</li> <li>農村部においては、畑での生ごみの処分を進める等、地域の特性を生かしたごみ減量施策を検討します。</li> </ul> <p>重点項目：生ごみ処理に関する補助制度等の周知及び、生ごみ減量化の事例等を情報提供し、市民に結び付けます。</p>
③ 再使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ものをできる限り長く、大切に使うよう働きかけます。</li> <li>排出された粗大ごみ等の中から、再生可能な家具・食器類等を補修し販売する家具再生事業を推進します。</li> <li>リサイクルショップ等の利用など、リユース促進のための啓発に取組みます。</li> </ul> <p>重点項目：家具再生事業の利用促進をさらに強化し、「もったいない」の精神の啓発を図ります。</p>

施策	内容
④ 環境にやさしい商品の購入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リターナブル容器の商品や詰め替え商品を優先して購入することを働きかけます。</li> <li>長く使える丈夫な商品を選ぶよう働きかけます。</li> </ul>
	重点項目：環境にやさしい商品の購入促進を定期的に啓発します。
⑤ 収集ごみの有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの発生抑制、集団資源回収の促進、ごみ処理費用の応益負担等を目的として、収集ごみの有料化を検討します。</li> </ul>
	重点項目：他都市の事例を踏まえ、市民から幅広く意見を求めながら有料化を視野に入れて検討します。
⑥ 店頭でのごみ排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー等の食料品販売店に対して、牛乳パックやペットボトル、トレイ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。</li> <li>家電販売店等に対して、蛍光灯、乾電池、充電機、インクカートリッジ等の回収の協力を呼びかけ、販売者による回収を誘導します。</li> <li>容器（トレイ）の削減や量り売り商品、詰め替え商品の販売を誘導します。</li> </ul>
	重点項目：店頭回収の場所と品目等の情報提供を行い、市民の利用促進を図ります。
⑦ 事業系ごみの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみのうち、資源化できるものの搬入を規制して排出量を抑制します。</li> <li>分別や資源化の推進を指導します。</li> <li>事業者向けの資源ごみ（一般廃棄物）の収集施設等の設置を含めシステムの検討をします。</li> </ul>
	重点項目：事業者と行政が協議する会合を定期的に開催します。
⑧ 環境にやさしい事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>レジ袋削減取組店の拡大に努めます。</li> <li>量り売り、包装紙の簡素化、レジ袋の削減策を行っている小売店を市民にPRし、利用促進を図ります。</li> </ul>
	重点項目：レジ袋削減等の取り組みを広報等で広く市民にPRします。

## 2 ごみ減量意識の高揚

施策	内容
① 啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭生活や事業活動において発生するごみ量や処理の実態等の情報を提供します。</li> <li>ホームページや広報等により、ごみに関する情報が常に市民の目に触れるよう機会を増やします。</li> <li>ごみの排出が集中する時期には、減量・分別の啓発を実施します。</li> <li>イベントなど、多くの市民が参加する行事で啓発活動を実施します。</li> </ul>
	重点項目：市民への直接的な啓発活動を強化します。

施策	内容
② 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオにより、環境学習を推進します。</li> <li>・ ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会を実施します。</li> </ul> <p>重点項目：学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。</p>
③ ごみ減量推進委員会による検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や事業者の代表によるごみ減量推進委員会を開催し、ごみ減量施策について検討します。</li> </ul> <p>重点項目：ごみ減量推進委員会を定期的に行い、市民や事業者の意見を反映した減量施策を行います。</p>
④ 市民参加型事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境アドバイザー派遣事業により、地域における環境学習の機会を提供します。</li> <li>・ 地域のリーダーとなり、地域の人々や事業者を取り込んだ環境保全活動のできる人材の育成を行います。</li> <li>・ 分別ソムリエなど市民の自主的行動を支援します。</li> <li>・ ごみ減量アイデア・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を実施します。</li> <li>・ アンケート調査を実施し、市民の意見を施策に反映させていきます。</li> <li>・ ごみ減量を推進する市民団体等の活動を支援します。</li> <li>・ 情報提供のための説明会や学習会を開催します。</li> </ul> <p>重点項目：市民や団体などによる市民主体の活動を支援し、協働による事業を推進します。</p>

**基本方針 2 資源を徹底的に有効利用し、限りある天然資源の消費を抑制します。**

(リサイクル)

リサイクルについては、市民・事業者が排出時に資源として出しやすい仕組みを作るとともに、分別・資源化の周知徹底を図ります。

また、中間処理時点でも、再生利用を推進する施策を実施します。

3 リサイクル

施策	内容
① 資源物の収集品目の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雑がみを含めた紙類の分別収集を推進します。</li> <li>• 新聞や雑誌等は、資源ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収やリサイクルステーションの利用を促進し、回収量の増加を図ります。</li> <li>• 家電リサイクル法対象品目の分別収集を促進し、資源の循環利用の推進に寄与します。</li> </ul> <p>重点項目：使用済小型電子機器回収の周知、拡大を図ります。</p>
② 分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみと資源の分け方・出し方、ごみカレンダー、ごみだすを活用し、分別排出の徹底を図ります。</li> <li>• 転入者に対しては、市民課での受付時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。</li> <li>• 外国人の転入者に対しては、ごみ排出方法を4ヶ国語で示し、ルールの周知を図ります。</li> <li>• 事業者に対しては、直接搬入時に分別排出の指導を行うとともに、資源回収業者と協力して資源化に努めるよう指導します。</li> <li>• 毎週月曜日に市役所にて、転入者等を中心にごみ分別窓口相談を実施し、多様なごみの適正な分別を推進します。</li> <li>• 住民説明会等を開催し、間違いやすい分別などの周知に努め、分別の徹底を図ります。</li> </ul> <p>重点項目：市民の知りたい情報や市民がやる気になる情報をわかりやすく載せ「ごみと資源の分け方・出し方」の充実を図ります。</p>
③ 教育施設等における資源回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ペットボトルと乾電池の効率的な回収を進めるため、小中学校、幼稚園及び保育園での回収を推進します。</li> </ul> <p>重点項目：定期的に資源回収の必要性や回収実績等を紹介し、資源回収を促進します。</p>

#### 4 中間処理による再生利用の促進

施策	内容
① リサイクルプラザ における資源回収 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 未処理で引き取ってもらえる小型家電製品やプラスチック製品は選別し、リサイクル業者に引き渡します。</li> <li>• 再生利用できない不燃ごみや粗大ごみは、破碎・選別して金属類の資源を回収し、再生利用します。</li> <li>• 破碎困難ごみは、分別後に再生業者に委託して再生利用します。</li> </ul> <p>重点項目：市民が利用しやすいよう、搬入品目や利用時間等の情報提供を行うとともに、利用者向け看板等で利用促進を図ります。</p>
② せん定枝の資源化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 果樹、庭木、街路樹のせん定枝をたい肥化して市民に配布し、再生利用を推進します。</li> </ul> <p>重点項目：製造された堆肥は、市内農業者に配布し特産果実などの栽培に役立てます。</p>
③ 焼却灰の溶融化の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 焼却灰の溶融化を継続するとともに、溶融スラグの利用用途の拡大を図ります。</li> </ul> <p>重点項目：焼却灰の有効利用のため、一定の溶融量を確保します。</p>
④ 生ごみやせん定枝 等の有効利用の研 究	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生ごみのたい肥化事業の可能性について検討します。</li> <li>• 食用油の回収と再生利用の可能性について、調査研究します。</li> <li>• バイオガス発電等、生ごみやせん定枝等有機性資源の活用方法を調査研究します。</li> </ul> <p>重点項目：生ごみのたい肥化事業は、先進地を調査し、効率性等の研究をします。</p>

## 第5章 適正処理計画

### 基本方針 3 安全で安心できるごみ処理システムを構築します。

(適正処理)

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、環境負荷の低減と処理コストの削減を図りながら、適正処理を行います。

#### 1 収集運搬

施策	内容
① 収集方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のステーション方式による収集を継続する一方、街部等でごみステーションへの不適正排出の増加が懸念されるため、排出者責任を明確にできる収集方式を検討します。</li> <li>・ 不燃ごみ中に含まれる小型家電等を、収集時に選別し再生利用を図ります。</li> </ul>
	重点項目：本市の地域性を調査し、先進地の事例も研究します。
② 資源収集の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民ニーズに合わせ、リサイクルステーションの増設を図るとともに、長期的に安定利用できるリサイクルステーションの設置について検討します。</li> <li>・ 収集品目の追加を検討します。</li> <li>・ 資源ごみステーションでの新たな収集品目としてせん定枝、廃食用油を検討します。</li> </ul>
	重点項目：使用済小型電子機器の分別収集を実施し、収集量の拡大を目指します。
③ 有害ごみ/破碎困難ごみ/危険ごみの混入防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乾電池や蛍光管等の有害ごみ、硬い鉄製品等の破碎困難ごみ、刃物やガスボンベ等の危険ごみが不燃ごみへ混入しないよう、周知を徹底します。</li> </ul>
	重点項目：危険ごみの混入の危険性等について定期的に啓発します。
④ 適正な収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系ごみを収集運搬する一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、適正に業務を行うよう指導し、収集体制の適正化を図ります。</li> </ul>
	重点項目：行政と許可業者で定期的にごみ連絡会を開催します。

## 2 中間処理

施策	内容
① 焼却処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境クリーンセンターは、計画的な整備による施設の延命化を図るとともに、広域的な視野で改築計画を検討します。</li> </ul>
	<p>重点項目：広域化の実現に向けて、関係市との協議を進め、統合時期、運営組織、施設の候補地など基本事項の合意形成を図ります。</p>
② 不燃ごみ処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルプラザは、計画的な整備による機能の維持を図るとともに、市民の利便性や処理の効率性など多様な観点から将来的な施設のあり方を検討します。</li> </ul>
	<p>重点項目：施設の更新に向け、現状を整理するとともに、各種の課題の整理をします。</p>
③ 資源化施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>せん定枝リサイクルプラントの拡張用地の活用について、焼却施設等の広域化を含め検討し有効利用を図ります。</li> <li>雑がみを含めた古紙のごみステーション回収に対応するための選別施設を民間で確保します。</li> <li>紙類と紙類以外の資源ごみも持ち込みでき、あわせてごみの分別や資源化について学習できる施設の整備を検討します。</li> </ul>
	<p>重点項目：従来廃棄物として処理していたものでも、新たな技術により資源化する方法が開発されつつあるため、焼却施設の検討にあわせ有効な資源化方法について研究します。</p>

## 3 最終処分

施策	内容
① 焼却灰の最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却灰の溶融化により、埋立処分量の抑制に努めます。</li> <li>衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の第2期工事の推進など、焼却灰の最終処分場の長期的な安定確保に努めます。</li> </ul>
	<p>重点項目：埋立て処分量の削減のため、一定量の溶融量を確保します。</p>
② 不燃物の最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分場を長期的に確保するため、新しい処分先の検討をします。</li> </ul>
	<p>重点項目：不燃ごみ・粗大ごみ中の再生利用可能なものを資源化して、処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。</p>

#### 4 その他の処理計画

施策	内容
① ごみステーションの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得てルールに違反しているごみを減らす等適正な管理に努めます。</li> </ul> <p>重点項目：分別方法の周知徹底とごみステーションの管理のため、各地域に配置する推進員の知識向上のための学習会等を開催し、適正管理に努めます。</p>
② 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ホームページ、広報等により、不法投棄防止に関する啓発を行います。</li> <li>• 警察等との連携により不法投棄の早期発見と処理に努めます。</li> <li>• 監視カメラの設置により、不法投棄の抑止と再発防止に努めます。</li> </ul> <p>重点項目：地域パトロールの実施と違反者への指導体制を整備します。</p>
③ 災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害の発生後の、ごみの仮置き、一時保管場所の確保を図ります。</li> <li>• 仮置き場は、最終処分場を優先的に活用しますが、不足する場合は周辺農地や遊休地の借り上げ確保を図ります。</li> <li>• 災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県及び国との連携による処理体制の確保を図ります。</li> <li>• 他の地域において災害が発生したときには、速やかな支援が行えるような体制を整えます。</li> </ul> <p>重点項目：災害発生時の行動マニュアルを関係機関と連携して整備します。</p>

## 第6章 計画の着実な推進

### 1 計画の検証

#### (1) PDCAサイクルによる検証と公表

本計画の進捗状況については、PDCAサイクル（計画・実行・評価・見直し）に基づき検証等を行い、その結果をホームページ等を活用して、積極的に公表します。

#### (2) 計画のフォローアップ

進捗状況の検証を行ったうえで、対応策等については、毎年度策定する「安城市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映することによってフォローアップを図ります。

#### (3) 基礎調査の実施

ごみの組成分析等の基礎調査についても定期的に継続して実施します。

## ● 用語の説明 ●

### 【カ行】

#### ○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電を対象に、消費者はリサイクル費用と収集・輸送費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけています。

#### ○グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国の機関や都道府県・市区町村などの地方公共団体、事業者、国民、製造メーカーのそれぞれが、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを推進・義務づけています。

#### ○建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）の分別解体と再資源化等を義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出、解体工事業者の登録などが求められています。

#### ○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれている貴重・希少金属類の再資源化を促進するため、国・自治体・事業者が協働して、使用済み製品の効率的な回収と再資源化の仕組みを制度化した法律です。施行は平成 25 年 4 月 1 日であり、詳細な内容が検討されています。

### 【サ行】

#### ○残さ

可燃ごみを焼却処理した後や不燃ごみや粗大ごみを破碎、選別した後に再生できずに残ったもの。

#### ○資源化

ごみを再利用、再生利用、熱回収することにより、資源として活用すること。

#### ○自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破碎ごみ）、エアバック、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務づけています。

## ○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

## ○循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図ることを目的としています。

## ○食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務づけています。

## ○ストックヤード

資源ごみ等を一時的に保管しておく場所のこと。

## 【ハ行】

### ○バイオガス

生物反応（微生物発酵や酵素などの利用）によって生成する燃料用ガスの総称。

### ○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定しています。

### ○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の頭文字をとった言葉。この順に業務に取り組み、継続的に改善を行うことをいいます。

## 【マ行】

### ○無価

金銭上の価値がないこと。

### ○もったいない

物の価値を十分に生かしきれず無駄になっている状態やそのような状態にしてしまう行為を戒める意味で使用される言葉。ケニア人女性ワンガリ・マータイさん（環境分野で初のノーベル平和賞を受賞）が感銘を受け世界中へ広めようとしています。

### 【ヤ行】

#### ○有価

金銭上の価値があること。

#### ○有料化

家庭ごみの有料化とは、ごみ袋の価格にごみの処理費用の一部を加算する方法で、処理費の一部を排出者が負担する制度のことで、ごみ（袋）を多く出す人に多くの費用を負担していただく方式のこと。

#### ○容器包装リサイクル法

容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、平成7年度に成立した法律。住民には分別の協力を、市町村には国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者には容器包装廃棄物を再資源化する役割を求めています。

#### ○溶融化

焼却灰から溶融スラグを製造する処理のこと。

#### ○溶融スラグ

焼却灰を溶融炉で1,500度程に加熱、溶融し、これを冷却・固化した物質。建設資材として使用されます。

#### ○4R

「拒否」、「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」という、環境への負荷を低減するための優先順位のこと。リフューズ(Refuse)、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字をとってこう呼ばれています。

### 【う行】

#### ○リサイクル(Recycle：再資源化)

ごみとして処分するまえに、分別し、再び資源として利用すること。

#### ○リターナブル容器

一回だけ使用して再使用されない「ワンウェイ容器」に対し、再使用する容器のこと。ビール

ビンや一升ビンがこれにあたります。

○リデュース(Reduce：減らす)

ごみとなるものを作らないように、必要なものを必要な分だけ作る、または購入すること。

○リフューズ(Refuse：断る)

すぐにごみとなるものを家庭に持ち込まないこと、不用なものの受け取りを断ること。

○リユース(Reuse：再使用)

ごみにする前に、くりかえし使う・修理する・譲るなどにより、ものの寿命を最大限生かすこと。